

平成24年度～28年度

松本市地域づくり実行計画



健康寿命延伸都市・松本

松本市

平成24年3月30日

目 次

はじめに	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間と進行管理	1
I 基本的な考え方	3
1 地域づくりとは	4
(1) 地域づくりの理念	4
(2) 今なぜ地域づくりか	4
(3) 地域づくりの歴史	6
(4) 「松本らしい地域づくり」とは	6
2 町会と市との協働	10
(1) 町会と市とのパートナーシップ	10
(2) 町会の機能と性格	10
(3) 誰もが参加できる町会運営	10
(4) 町会活動への参加促進	11
3 地域システム	12
(1) 地域システムとは	12
(2) 緩やかな協議体とは	12
(3) 地区別地域づくり計画等の策定	14
(4) 地域づくりの財政的支援	15
4 行政システム	16
(1) 行政システムとは	16
(2) (仮称) 地域づくり支援センターとは	16
(3) (仮称) 地域づくり支援センターの機能と専門職員	19
(4) 本庁の支援体制と地域づくり課の役割	19
II 施策の体系	21

Ⅲ 実行に向けた施策	26
1 組織体制の整備	27
(1) 地区の組織体制の整備	27
(2) 行政の組織体制の整備	29
2 地域づくりに向けた取組みの充実	33
(1) 地域の取組みの充実	33
(2) 行政の取組みの充実	35
3 人材の育成	36
(1) 地区の人材育成（担い手づくり）	36
(2) 行政の人材育成	37
4 協働の推進に向けた新たな関係の構築	39
(1) 町会と市との新たな関係の構築	39
(2) 新たな協働関係の構築に向けた環境整備	40
Ⅳ 具体的施策の方向（検討課題）	42



松本市地域づくり実行計画策定にあたって

松本市長 菅谷 昭

昨年発生した東日本大震災や松本での震度5強の地震を経験し、身近な地域コミュニティにおける助け合いの大切さが再認識され、絆社会への転換を求める気運が高まってきています。しかし、地域の現状は、超少子高齢型人口減少社会の進展等に伴い、要援護者の見守りや災害時の助け合い、買物弱者問題等の地域課題が増大化、複雑化し、地域や行政だけで地域課題を解決することが難しい状況です。また、人間関係の希薄化や地域活動への無関心、町会への未加入、役員の担い手不足等の問題を抱える町会も少なくない等、地域を取り巻く環境は実に厳しい状況にあります。

本市ではこうした状況を踏まえ、20年30年先にも安心して暮らすことができる、お互い様の精神をもって共に支え合う地域コミュニティの構築に向け、「市民が主役、行政は黒子」を原則とする“松本らしい地域づくり”を進めていくため、本計画を策定しました。

本計画の特色の1つは、市内35地区を基本単位として各地区にある自治の風土や固有の歴史・文化等に根ざした町会等を核とする既存の自治の仕組みを最大限に活用し、地区ごとに異なる「緩やかな協議体」を中心とした地域システムを構築すること。2つは、住民主体の地域づくりを支援するため公民館や福祉ひろばの成果を活かし、さらに地域振興、学習、地域福祉の3つの機能を統合した「(仮称)地域づくり支援センター」を各地区の支援拠点として配置する等の行政システムを構築すること。3つは、市が調整しながら地域と大学、NPO、企業等との連携を促進し、地域の状況に即した課題の解決にあたることです。

本市は、基本構想2020で「健康寿命延伸都市・松本」を目指すべき将来の都市像に掲げ、人、生活、地域、環境、経済、教育・文化の6つの健康づくりに取り組んでおり、地域づくりは、その基盤(土台)づくりに位置付きます。

本計画策定の過程では、地域づくり市民委員会の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様からご意見をいただきましたことに感謝いたします。本計画を実効あるものとするため、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いするとともに、今後さらに多くの皆様が地域の課題について考え、活動に参加していただくことを期待しています。

平成24年3月

はじめに

1 計画の趣旨

超少子高齢型人口減少社会の進展等の社会情勢の変化に伴い地域コミュニティにおいて増大し、複雑化する地域課題を、住民が主体となって解決していく仕組みを確かなものとするため、「松本市地域づくり推進基本方針」（平成20年5月26日策定）及び「松本市地域づくり推進行動計画」（平成22年6月21日策定）に基づき、住民主体の地域づくりを進める「地域システム」とこれを支援する「行政システム」の再構築等を計画的に進めることを目的として、本計画を策定します。

2 計画の位置付け

本市では、「基本構想2020」に掲げる将来の都市像として「健康寿命延伸都市・松本」の創造を目指しています。地域づくりは、この将来の都市像の基盤づくりを担い、互いに助け合い、学び合い、安心して暮らせる持続可能なまちを主役である市民と行政との協働で創造します。

また、「第9次基本計画」では、各地区の特性を活かした住民システムの構築や、これを支える行政システムの構築により、地域の自主的な活動を広げることを位置付けています。「松本市地域づくり実行計画」はこれらの計画等に基づき策定するもので、地域における住民の支え合いを深め安心して暮らすことができる地域社会を創造していく方向性を示すとともに、地域課題の解決に当たっては、地域だけでなくNPO等の志縁型市民活動団体（以下「志縁団体」という。）や大学等との連携を強め、地域特性を活かした活動を進めます。

3 計画の期間と進行管理

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5カ年とし、計画の進捗状況等を踏まえ、必要な見直しを行います。

地域づくりの主体は地域の住民であり、各地区が主体的に動かなければ前に進むことはできません。そして何よりも地域は生活を支える原点であることから、地域の状況を的確に把握しながら、時間をかけて丁寧かつ着実に進めていく必要があります。

地域づくりは、より質の高い地域の創造に向け、たゆまぬ努力が必要であることを市民と行政の双方が確認して進めます。

松本市地域づくり実行計画の策定と位置付け



I 基本的な考え方

1 地域づくりとは

地域づくりとは、「安心して、いきいきと暮らせる住みよい地域社会を構築するため、住民が主体となって地域課題を解決していく活動や取り組み」をいいます。

本市の地域づくりは、将来の都市像「健康寿命延伸都市・松本」の創造に向けた基盤づくりを担い、互いに助け合い、学び合い、安心して暮らせる持続可能なまちを主役である市民と行政との協働で創造します。そのため市は、単位町会及び町会連合会（以下「町会」という。）等の自治組織との連携を強化し、住民主体の地域づくりを進める「地域システム」とそれを支援する「行政システム」を構築し、地域課題の解決に取り組みます。

第1項 地域づくりの理念

(1) 地域づくりの8つの理念

- ① 本市の将来の都市像である「健康寿命延伸都市・松本」は、保健・医療・福祉の分野に留まらず、産業や環境等のすべての分野が参画するものであり、地域づくりは、その基盤（土台）づくりを担います。
- ② 各地区にある自治の風土や固有の歴史や文化等に根ざした、町会等を核とする既存の自治の仕組みを最大限活用します。
- ③ 社会環境や歴史・文化を共有する日常生活圏（旧村又は小学校区程度のエリア）である「地区」を基本の単位とし、各地区の特色を活かします。
- ④ 「市民が主役、行政は黒子」の原則に基づき、行政が組織やシステムの枠組み等押し付けることなく、地域の実態や進捗に合わせ支援します。
- ⑤ 公共の福祉を重視し、「お互い様」の精神を基本としながら、多くの住民が地域課題を共有し、主体的に参加する地域づくりを各地区で進めます。
- ⑥ 地域づくりの基盤である「住民自治」と「地域連帯」の向上を目指し、将来を見据えた地域課題を解決する「地域力」の醸成に努めます。
- ⑦ 「学習」をキーワードとして、広い視野とバランス感覚をもち、地域の現状や地域課題の本質を理解できる地域づくりの担い手を育成し、持続可能な地域づくりを進めます。
- ⑧ 町会を地域づくりの重要なパートナーと位置付け、町会との協働をより一層強化します。

第2項 今なぜ地域づくりか

(1) 新たな仕組みづくりの必要性

超少子高齢型人口減少社会の進展、経済のグローバル化、情報通信の高度化、地球規模での環境・エネルギー問題の顕在化等、社会経済状況の変化に伴い、地域コミュニティにおける地域課題が増大し複雑化しています。

これに伴い地区内における地域課題の解決が難しくなり、また、行政に要望しただけでは解決が困難な事例が多くなっていることから、地域づくりの新たな仕組みづくりが必要となっています。

(2) 将来を見据えた地域づくりの必要性

例えば買物弱者問題のように20年、30年後には現在よりも困難な状況が広がると予想される地域課題もあるため、課題を的確に把握・共有し、プラス面をよりプラスに、マイナス面をプラスに変えながら解決に向けた取組みを進めることが重要となっています。

そのため、将来を見据えた「お互い様」の地域づくりを進めるとともに、それを担う人材の育成が必要です。

地域によっては人間関係の希薄化とともに地域への関心が低下し、役員を引き継ぐ人がいない、地域活動への協力・参加が少ないといった厳しい状況を抱えていますが、東日本大震災や松本市での震度5強の地震を経験し、社会全体がこれまでの「無縁社会」から「絆社会」へと発想を転換していく兆しが見えてきており、地域づくりの気運が高まっています。

【地域の課題】（一般的な事例）

- ① 子どもの安全の確保
- ② 地域と学校との連携
- ③ 要援護者等の見守り
- ④ 災害に強いまちづくり
- ⑤ ごみの分別・リサイクルの推進
- ⑥ 買物弱者や交通不便者問題に対する対策
- ⑦ 子育て中のお母さんたちへの支援
- ⑧ 地域の歴史資料の保存
- ⑨ 地区の伝統文化・行事の継承
- ⑩ 町会や各種団体役員の後継者の育成

【地域課題と無縁社会】

超少子高齢型人口減少社会の進展、都市型の生活スタイルの浸透等により、一部には人と人とのつながりが弱くなった「無縁社会」が形成されつつあると言われています。

それに伴い、見守りや災害時の避難等、住民同士が助け合って解決しなくてはならない地域課題が増大し、町会や地域関係団体の活動が重要となる反面、役員の負担が大きくなり、役員を引き継ぐ人がいない等の厳しい状況にあります。

第3項 地域づくりの歴史

(1) 地域づくりに関する3回目の波

本市は、これまで公民館や福祉ひろばを地区単位に設置し、専任職員を配置する等、独自に地域づくりの体系化を図る中で、これまでに2回地域づくり改革の波を経験してきました。

1回目の波は、1970年代の公民館制度のあり方に関する改革で、このとき公民館を身近な地区単位に設置する原則を確立しました。この原則が地域づくりの源流となって本市のコミュニティ施設の設置を全国トップクラスに押し上げ、住民主体の地域づくりの取り組みが進みました。

そして20年後の1990年代には、福祉ひろばの設置を伴う地域福祉のあり方に関する2回目の波があり、さらに20年後の2010年代の現在に3回目の改革の波が到来しています。

(2) 基本方針と行動計画の策定

地域づくり政策は、市の「基本構想2010」の中に「市民自らが地域の課題解決に参画する仕組みを確かなものにし、市民と行政とがそれぞれの役割を担う協働のまちづくり」と位置付けて始まりました。その構想に基づく「第8次基本計画」では、「地域づくり推進のまちプロジェクト」を重点プランとし、平成20年度に「松本市地域づくり推進基本方針」、22年度には「松本市地域づくり推進行動計画」を策定しました。そして23年度に市民環境部へ地域づくり課を設置し、地域づくり政策は、23年度から始まった「第9次基本計画」に引き継がれています。

第4項 「松本らしい地域づくり」とは

(1) 松本らしい地域づくりの推進

本市の各地区には、歴史的に培われてきた自治力の高い風土や固有の歴史・文化があり、それらに根ざした、町会等を核とする自治の仕組みが存在しています。

市は、「市民が主役、行政は黒子」の理念に基づき、地区を単位とした住民自治（地区自治）を大切に考え、各地区の自治力を活かす方向で、公民館や福祉ひろば等を地区単位に設置するとともに専任職員を配置し、地域の現場で住民と職員が一緒になって考え、一緒に悩みながら地域課題に向き合ってきました。

こうした「松本らしい地域づくり」を地域住民の課題意識や地区の取組状況に応じて、今後さらに進めます。

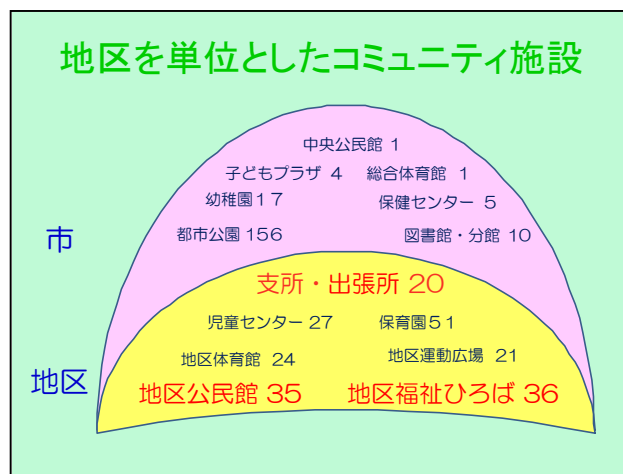
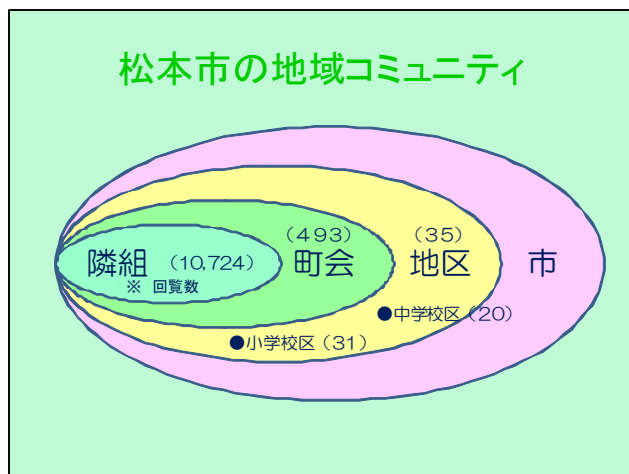
(2) 松本らしい地域づくりの特色

「松本らしい地域づくり」の特色は、次のとおりです。

ア 松本市町会連合会を構成する35の「地区」を基本エリアとし、地区の状況に応じて異なる各地区独自の「地域システム」を支援します。

イ 各地区の基盤（住民自治、地域連帯）を強固にし、町会等を核とした既存の自治の仕組みを最大限に活かします。

ウ 公民館、福祉ひろばがこれまで築いてきた成果を活かし、松本独自の人材育成システムの発展を図ります。



(3) 松本らしさを支える理念

本市では、1970年代の公民館制度や1980年代の生涯学習の考え方、1990年代の福祉ひろばのあり方等の研究・議論を通じて公民館や福祉ひろばの理念を確立し、地域づくりに対する一定の評価を得てきました。「松本らしい地域づくり」の推進に当たっては、これらの歴史的に培われた理念を受継ぎ、公民館や福祉ひろばの成果を十分に活かし、さらに発展させます。

【松本市公民館の理念】

- ① 身近な地域で
- ② 住民主体・行政は支援にこだわり
- ③ 幅広い地域課題を
- ④ 住民と職員の協同で
- ⑤ 地域づくりに向けた学習と実践

【松本市の生涯学習に関する理念】

- ① だれもが自由に学べること
(学習する権利)
- ② だれもがそれぞれの学習について支援を受けられること
(学習を支援される権利)
- ③ だれもが学習について情報をたやすく得られること
(学習情報の提供を受ける権利)
- ④ だれもが学習の成果を社会に還元できること
(学習成果を社会に還元する権利)

【福祉ひろばの理念】

- ① 私たちの「福祉」の拠点
地域にふさわしい自分たちで創る福祉、市民が主人公
- ② 「福祉」を軸に地域が変わる
公助・共助・自助がバランスよく回転し、前進していく拠点
- ③ いきいき人生の健康づくり
心豊かに暮らしていくための健康づくりをする拠点
- ④ 福祉ひろばは学びのひろば
福祉づくりについて学ぶ生涯学習の拠点
- ⑤ 松本に「福祉文化」を創造する
福祉を中心とした地域づくりを進める

「松本らしい地域づくり」のイメージ

安心・安全でお互いさまのまちづくり
「健康寿命延伸都市・松本」創造の土台

住民主体の地域づくり

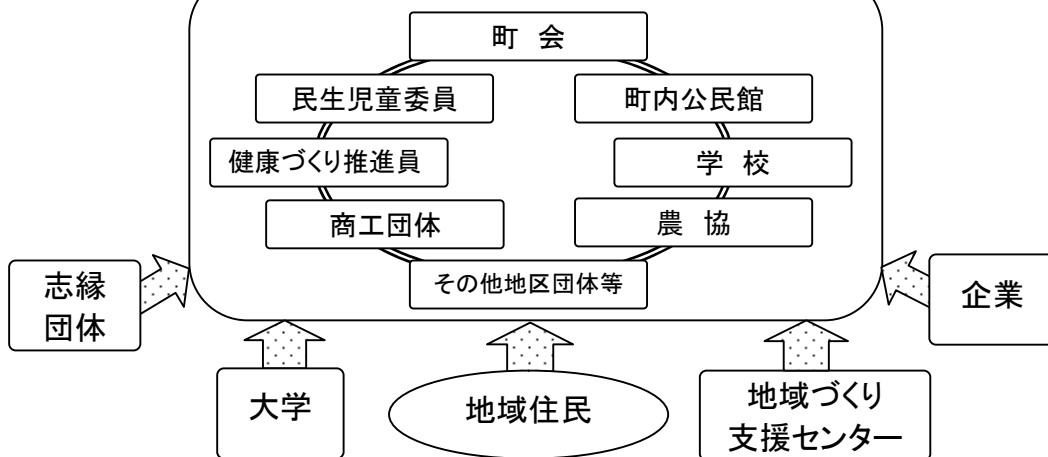
松本らしさ
の特色

- 1 「地区」を基本エリアとすること
- 2 町会等を核とする既存の自治の仕組みを最大限活かすこと
- 3 公民館、福祉ひろばのこれまでの成果を活かすこと

地区の意思決定

地域づくり計画

緩やかな協議体



住民自治

地域づくりの基盤

地域連帯

地域振興

学習

地域福祉

支所・出張所(公民館)

- ・地区団体の自立に向けた支援
- ・地区行事への協力
- ・地区役員の相談対応 等

公民館

- ・地域課題に係る学習・実践
- ・住民の親睦事業
- ・地域サークルの支援 等

福祉ひろば

- ・共助体制の推進
- ・ひろば事業
- ・ふれあい健康教室
- ・地域の見守り体制づくり 等

【松本らしさの公民館（理念）】

- 1 身近な地域で
- 2 住民が主体・行政は支援にこだわり
- 3 子育てから健康、福祉、環境、文化、人権まで幅広い地域課題を
- 4 住民と職員の協働で
- 5 地域づくりに向けた学習と実践を目指す

【福祉ひろばの理念】

- 1 私たちの「福祉」の拠点
- 2 「福祉」を軸に地域が変わる
- 3 いきいき人生の健康づくり
- 4 福祉ひろばは学びのひろば
- 5 松本に「福祉文化」を創造する

地区の特性を活かした住民自治システム

地域づくりの基盤

人材育成システム

2 町会と市との協働

町会等を核とする自治の仕組みを活かし、「松本らしい地域づくり」を推進していくため、町会と市との協働関係をさらに強固にしていく必要があります。

そこで地域社会を維持するために住民が果たすべき役割等の啓発を進め、町会への理解を広め加入促進に一層力を入れるとともに、町会に対してさらに質の高い支援を行います。

第1項 町会と市とのパートナーシップ

市は、今後も基本的に町会と対等な関係を維持しつつ、さらに市政運営の重要なパートナーである町会との協働による地域づくりを市の業務に位置付け、町会に対して必要な支援を行います。

また、市からの業務委託や補助金・交付金を受ける等、市と密接な関係にある地区団体に対し、各団体の自立を基本としながら助言や育成等の一定の支援を継続します。

第2項 町会の機能と性格

町会は、基本的に全世帯（住民）が参加することが可能で、地域住民の意思を代表できる組織として「準公共的な性格」を有しています。多くの住民は町会に対し、地域を代表する意思決定機関であり、地域生活になくてはならない組織であると認識しています。

他方、町会には戦争遂行の末端組織として利用されたことで、1947年（昭和22年）に連合軍総司令部（GHQ）から解散令（ポツダム政令第15号）が出された経験を踏まえ、「町会は行政の末端機関ではない独立した組織である」ことを町会と市の双方が常に確認しながら協働関係を築いています。

第3項 誰もが参加できる町会運営

町会には、年齢や職業をはじめ政治理念や宗教観、出身地、国籍等がそれぞれ異なる人々が生活しています。そこで「準公共的な性格」をもつ町会には「すべての住民が参加できる民主的な組織運営」に努めることが求められます。

そのため町会運営について十分な説明が行われていない場合や一部の人の都合で活動が進められている場合等にはその改善を進めること、女性の参加や発言の機会を増やしていくことが重要です。

第4項 町会活動への参加促進

(1) 町会活動に対する理解の拡大

人間関係の希薄化や役員の担い手不足等、町会の運営は近年厳しい状況にあります。誰もが安全・安心で暮らしやすい地域社会の構築に向け地域社会をよりよく維持していくためには、外側からの批判だけでなく自ら町会運営に参加し、内部から改善していくことが必要です。

市は町会連合会等と連携し、地域において住民が果たすべき役割等についての啓発活動や町会活動に対する理解を広める活動を進めるとともに、役員の担い手不足の解消や町会への加入促進に一層力を入れ、多くの住民が地域づくりに参加できるよう、町会に対する質の高い支援を行います。

(2) 町内公民館の活用

町内公民館は、町会等が設置運営する自治公民館で、本市には493の全単位町会に組織され、町会との二枚看板を掲げて相互に連携しながら活動しています。

町会と町内公民館は、それぞれ異なる役割や性格をもち、町会は「町内自治の統括機能」、町内公民館は「町内の活性化機能」を分担しています。

町内公民館は、住民がお茶を飲みながら交流する場、気軽に意見交換できる場、スポーツやイベント等を通じて親睦を図る場等として「地区の基盤づくり」に対し大変重要な役割を担っています。今後、町内公民館をさらに活用して住民同士の人間関係を育み、地域の絆を構築していくことが町会活動の円滑化や参加者の増加につながります。

最近では女性の町内公民館長が増え、地域に新しい風を吹き込んでいる町会がある一方、町内公民館の位置付けが不明確な町会等もありますので、地区公民館が町内公民館の活用について啓発・支援し、公民館活動の活性化を図ります。

3 地域システム

住民が主体となって、自由に意見を出し合うとともに、地区の意思決定を図り、具体的な実践として地域課題を解決していくため、「緩やかな協議体」の組織化等、各地区で地域システムの構築を進めます。

第1項 地域システムとは

(1) 深刻化する地域課題

地域は、住民の協力や参加が少ない等の厳しい現状を抱えながら、町会を中心に住民が力を合わせ、防災や福祉、子育てや子どもの安全、ごみの分別等、包括的に幅広い課題の解決に取り組んでいます。しかし、高齢化や過疎化の進展に伴い、買物弱者や交通不便者の問題、地域の見守り体制や町会の維持等の地域課題は、今後さらに深刻化することが予想されるため、20年、30年後の地域の将来に関する学習を深め、一部の人の負担を大きくするのではなく、できるだけ大勢で役割分担していく、将来を見据えた地域システムの構築が必要です。

(2) 地域課題を解決していくための地域システム

身近な地域で生活していく中で住民は、地域で力を合わせて解決しなくてはならない多くの地域課題に直面します。

こうした地域課題の解決に向け、町会等を核とする既存の自治の仕組みを活かし、住民が主体となって課題を解決していくための仕組みが「地域システム」です。

(3) 緩やかな協議体の設置

各地区は地域システムの中心に、従来の町会の枠組みを超え地区団体を緩やかに包含する「緩やかな協議体」を、地区の状況に応じて設置します。

地区ごとに異なる組織形態や仕組みを持つ「緩やかな協議体」の組織化に際しては、地区の状況を的確に判断しながら適時・適切に支援を行います。

第2項 緩やかな協議体とは

(1) 緩やかな協議体のイメージ

緩やかな協議体は、住民同士が自由に意見交換する場、地域課題の解決に向けて一定の方向性を示し必要に応じて地区の意思決定を図る場として位置付けます。

地区から選出された委員等が地区の意思決定を行うのではなく、課題の大きさや内容によって意思決定に参加する団体や個人が柔軟に入れ替わる仕組みが「緩やか」の意味であり最大の特徴です。

緩やかな協議体には統一した形がないため、地区の状況や必要に応じ地域の特色を活かして設置します。

(2) 緩やかな協議体の機能

緩やかな協議体の組織や仕組みは地区の状況に応じて異なりますが、概ね基本的な機能を次のように考えています。

ア 地区の既存の団体をつなぐネットワーク機能

従来の町会という概念を超え地域の状況に応じて、商工団体、農協、学校、福祉施設、志縁団体、企業等を組織に加え、地区の新たな協働関係を構築するためのネットワーク型の組織とします。

課題に応じて部会を設置することや、研究・検討組織を設置することもできます。

イ 誰もが議論に参加し意見交換する機能

緩やかな協議体には、例えば「地区の地域づくりを考える会」のような、地区に関係する誰もが参加でき、大勢で考え合う場を設けることが必要です。

町会への加入を進めるとともに、町会に加入していない地区の関係者も出来る限り参加する仕組みづくりを進めます。

意見交換は、参加者が気軽に意見を出せる雰囲気づくりを大切にするとともに、課題によっては徹底的に議論をつくした後に結論を引き出す「熟議」の手法を取り入れ、内容を深めた討論を行います。必要に応じて、そのような討論の機会に地区外からファシリテーターや助言者等を招くこともできます。

また、単位町会で出された意見や要望、提案を持ち寄り、地区全体の中で意見交換する機会を設けることも必要です。

ウ 地区の情報や課題を提供し共有する機能

地区に関する情報は、役員等の関係者には提供されていますが、幅広い住民に対する周知は十分とはいえない状況もあります。また、情報の内容は決定した結果のお知らせが主で、住民が課題を考えるために必要な情報提供は、必ずしも十分でないのが現状です。そこで今後は、地区にどのような課題があり、現在どのような検討がされているのかといった情報を、緩やかな協議体から発信し、地域に対する住民の関心を高めます。

エ 地区の意思決定・合意形成の機能

課題の大きさ等によっては結論をすぐに出せない課題、多くの住民の意見を聞くことにより結論を出すべき課題が想定されます。地区のすべての意思決定を緩やかな協議体に求めることは現実的でないため、例えば一般的なことは町会長会等で決定する等、緩やかな協議体と町会長会等とで意思決定することのバランスを図ります。

また、課題の大きさ等により関係する団体等のメンバーを柔軟に選任していくことも重要です。地区としての意思は、多数決で単純に決められない場合も多く、意思決定した結果新たな問題が発生するようでは地域の絆を強固にすることはできませんので、住民同士が納得し、折り合うことを重視します。身近な地域は、多様な人々がともに生活する「直接民主主義」の現場であるからこそ辛抱強く取り組むことが必要です。

オ 地域づくりの計画化機能

地域づくりを進めるためには、まず将来どのような地域を目指すのかという基本的な

合意が重要であり、そのうえで重点的に取り組む地域課題を決定し、解決方法や役割分担等について合意形成を図ることが必要です。そして、合意したことを具体的に進めていくため、必要に応じて地区別地域づくり計画等で明確に位置付けていくことが重要です。

計画として位置付けることによって市や他団体との協働をさらに進めることができ、必要に応じて予算について協議することも可能です。これからの地域づくりは、地域課題の解決を計画的に進めていくことが重要です。

カ 計画に基づき役割分担する機能

地区別地域づくり計画の実行に当たっては、中心となって取り組む地区団体や連携が必要な志縁団体、企業、大学等を決定し、課題解決に向けた進行管理を行います。

また、必要に応じてプロジェクトチームや実行委員会を組織することができます。

第3項 地区別地域づくり計画等の策定

(1) 地区別地域づくり計画とは

緩やかな協議体で決定された内容を具体化していくため、各地区で地区別地域福祉計画を策定した経験を活かし、これを進化させた地区別地域づくり計画等の策定を支援していきます。

地区別地域福祉計画は、日頃の人間関係づくりや見守り安心ネットワークづくり、防災訓練の実施、防災組織の設置、災害時の要援護者支援、健康づくり、歩こう運動等が主な内容で、安全・安心で共に支え合う地域福祉を中心とした計画です。

一方、地区別地域づくり計画は、地域福祉計画では基本的に対象としない、環境、産業振興、子育て、教育、土地の利活用等あらゆる分野を対象とし、必要に応じてハード整備や志縁団体、企業、大学との連携等について定めます。地区別地域づくり計画は、地区の意思決定に基づき、地区が必要と判断した場合に策定するものです。

(2) 地区の意思決定のルール化

地区の意思決定は町会長会が担うことが一般的ですが、例えば地区別地域福祉計画の策定のように、多くの住民との意見交換を経て最終的な意思決定をしていく場合のルールづくりが必要です。

こうした地区の意思決定のルール化は地域づくりの一環であり、地域福祉計画以上に住民の理解と合意が求められる地区別地域づくり計画の策定では一層重要となります。

また、市は、実効性の高い計画策定を進めるため、地区の地域づくり計画と行政の各種計画や方針との整合を図る等、地区と連携しながら必要な支援を行います。

(3) 地区別地域づくり計画の内容

地区別地域づくり計画で定める基本的な内容は、次のとおりです。

- ア 20年、30年後の地区の展望
- イ 地区の歴史、文化
- ウ 地区の課題
- エ 地区の重点施策

- オ 施策の推進体制
- カ 地区の役割
- キ 行政の役割
- ク 志縁団体、企業、大学等の役割

ただし、計画づくりは目的でなく、具体的な課題解決に取り組むための手段として形式に捉われ過ぎない計画づくりを進めます。また、計画を策定しない選択も含め、地区の状況に合った取組みを進めます。

第4項 地域づくりの財政的支援

(1) 市からの補助金・交付金の支出

市は現在、地区に対して地区町会連合会運営活動費交付金、防犯活動費交付金、地区衛生協議会運営活動費交付金、健康づくり推進員地区活動交付金、地区福祉ひろば事業推進業務委託料等の財政支援を行い、単位町会に対しては、単位町会運営活動費交付金、町会衛生部運営活動費交付金、有価資源物リサイクル事業助成金等の財政支援を行っています。

こうした用途や交付団体が限定されている市の補助金や交付金は、原則として今後も同じ方式で交付しますが、地区の要望に応じてこれらを一括交付し、地区の裁量で各団体に振り分ける方式にも対応します。

(2) 地域づくりに対する新たな財政支援

地区別地域づくり計画等に位置付けられた事業に対する新たな財政支援に向けて検討します。

4 行政システム

各地区で取り組まれる住民主体の地域づくりを支援するため、既存の支所・出張所、公民館、福祉ひろばを活用した（仮称）地域づくり支援センター（以下「支援センター」という。）の設置や、本庁における課題解決チームの設置等を柱とする行政システムの構築を進めます。

第1項 行政システムとは

行政システムは、住民主体の地域づくりを支援する仕組みです。支所・出張所、公民館、福祉ひろばの機能を一体化した支援センターを全地区に設置して、これを地区の地域づくり支援の拠点とし、行政システムの核に位置付けます。

地域づくり課は、課題に応じて本庁の関係部署が連携して地区を支援する「課題解決支援チーム」の設置や関係部局の調整、職員の意識啓発等、行政システムの総合調整を担います。

第2項 （仮称）地域づくり支援センターとは

(1) 基本的な考え方

- ア 住民主体の地域づくりを地区の最前線で支援していく行政機関として、各地区に支援センターを配置します。支援センターは、地域振興（支所・出張所）、学習（公民館）、地域福祉（福祉ひろば）の3つの機能が一体となった本市独自の体制です。
- イ 支援センターは、基本的に支所・出張所を母体とし、地区の地域づくりを支援する地域振興機能の核として、地域課題の把握・集約・整理、緩やかな協議体の事務局、地区別地域づくり計画策定の支援等の役割を担います。また、現在、支所・出張所を設置していない地区については、今後地域振興機能を担う職員の配置について検討します。
- ウ 公民館及び福祉ひろばは、支援センターを構成する機関となりますが、基本的には専門性、独自性を活かした独立機関とし、両機関の職員は、支援センター職員を兼務します。そして重点的に地域課題に取り組む場合や災害時等には、支援センター長が連携の軸となり地域づくりを総合的に調整します。
- エ 支援センターは、地区担当の保健師やケースワーカー、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会等と連携して地区の「地域づくり支援プロジェクトチーム」を結成し、地域づくりを支援します。

(2) 支所・出張所（地域振興機能）の今後のあり方

各地区における地域づくり支援の拠点として、既存の支所・出張所を母体とする支援セ

ンターを設置し、現在支所・出張所を設置していない地区には新たに支援センターを設置します。

ア 4つの形態の統一化

本市の地域振興機能を担う地区の組織体制には、歴史的な経緯や地区の状況に合わせた4つの形態が存在しています。1つは、本庁管内の支所・出張所を設置していない旧松本市中心部の13地区、2つは、基本型の支所・出張所を設置している旧松本市部の15地区、3つは、本庁管内以外で他地区と支所・出張所を共有している2地区、4つは、平成の合併により総合型の支所を配置している5地区です。支所・出張所を設置していない地区では、地区公民館の職員が地域振興機能を担っています。

支所・出張所は、本庁から離れた地域に対する戸籍等の窓口サービスの利便性を確保することを主な目的として設置しているため、これまで本庁管内には設置していませんでした。しかし今後は、地区の地域づくりの拠点として支援センターを全地区に設置し、地域振興機能を充実します。

また現在、支所・出張所と合併5地区の支所を所管する部局が異なっているため、地区の合意を得ながら一元化を進め、支援センターとして4つの形態の統一化を進めます。

イ 地域づくりに対する職員意識の向上

地域づくりの主体は住民であることを踏まえ、積極的に地域の課題と向き合い、志縁団体や大学等との連携を進めるため、地域づくりに対する職員の意識をさらに高めます。

ウ 町会・地区団体との関係

支援センターは、これまで以上に地区町会連合会や地区団体の育成・支援に力を入れ、団体の自立に向けた支援のあり方を地区の状況に合わせて検討します。また地区の課題や文化、町会・地区団体の歴史的経過や決定事項等を記録・保存し、地区の継続的な運営を支援します。

(3) 公民館（学習機能）の今後のあり方

公民館は、これまで松本市公民館の理念に基づき住民の学習を支援するとともに、「学習」をキーワードとしながら様々な地域課題と向き合う「総合的な地域づくりの拠点」として事業を推進してきました。

今後も住民の立場になって地域課題の解決に取り組むため、地域の状況に即した柔軟な制度の見直しや地区の各種団体との連携等について研究・検討を進め、次のとおり地区における学習機能の強化を図ります。

ア 職員意識と新たに求められる資質の向上

生活に密着した地域づくりや人材育成といった公民館の役割は今後さらに重要となりますので、研修等の充実を図り、公民館職員の地域づくりに対するより積極的な意識を醸成し、地域課題の本質を的確に捉え学習から実践に結び付けていく等、社会教育を推進していくための専門的な資質・能力の向上を図ります。

イ 町内公民館の振興

松本市内の各単位町会で組織されている町内公民館には、町会を活性化する機能があります。町内公民館が住民の「顔の見える関係づくり」を進めることは、町会の活性化につながり、「町会福祉の拠点」として活動する上でも大変重要です。

町内公民館と地区公民館との連携をさらに深めながら、町内公民館の振興を図ります。

ウ 公民館専門委員会の活性化

本市の各公民館には、運営、館報、体育、図書・視聴覚、文化の5部門の専門委員会が組織され、公民館活動への住民参加を保障する制度となっています。委員会は企業の定年退職者等が地域づくりにかかわるきっかけを提供し、また委員会の経験者が町会等の役員に専任される等、地域づくりの人材育成に深く関わっています。

今後も専門委員会の意義を確認しながら活動の活性化を図るとともに、地区の状況に応じて、これまでの枠に捉われない委員会のあり方を研究します。

エ 地域の担い手の育成と新たな人材育成システムの構築

地域づくりの推進には人材の育成が不可欠です。これまで公民館が地区ごとに学習や集会の場を保障し、地域と一体となって担い手を育成することで、住民自治や地域連帯といった地区の基盤を構築してきたことは一定の評価を得ています。

今後、さらに地域課題の複雑化、深刻化が予想される中、公民館は独自の学習・文化活動に留まることなく他の部局や機関の地域づくり活動とも積極的に連携し、地域の担い手を育成する活動の強化を図ります。

オ 志縁団体や企業、大学との連携推進

町会等の地縁団体と志縁団体、企業、大学とは、これまで「松本市公民館研究集会」等の場で一堂に会し、同じテーブルに着いて議論してきました。

今後は、このような機会をさらに充実させ、その成果やネットワークを各地区の地域づくりに活かします。

カ 社会教育のさらなる推進

公民館は、市長部局からも中立的な立場で学習機会を提供し、住民の学習の自由を保障していくことの必要性から教育委員会の所管としています。今後も、この立場を十分踏まえ、地域や学校教育等との連携強化を図りながらより一層地域に根ざした社会教育を進めます。

(4) 福祉ひろば（地域福祉機能）の今後のあり方

福祉ひろばは開設から16年が経過し、地域福祉を取り巻く状況は、開設当初と比べ大きく変化しています。国は社会保障制度の度重なる改定を行い、市町村地域福祉計画の策定による地域福祉の推進、地域包括支援センターの設置による地域ケア体制の構築、災害時要援護者支援体制の充実等の施策を進めています。

地域づくりの中でも地域福祉は大きな課題であり、「地区の福祉拠点」である福祉ひろばは、住民からの期待が高まるにつれ事務事業が増加してきています。そのため福祉ひろばの地域福祉機能の一定の質を確保するため、支所・出張所や公民館との役割分担について検討を進め、次のとおり福祉ひろば事業の重点化を図ります。

ア 町会単位での地域福祉活動の促進

日常生活の中で、交流・支え合いが可能な、町会単位での地域福祉活動を推進します。

イ 地域の見守り体制等の充実に向けた担い手の育成と専門機関との連携

要援護者の見守りをはじめとした地域の支え合い体制を充実するため、地域福祉を進めるリーダーやボランティアの育成、専門機関との連携を強化します。

ウ 健康づくりの推進

住民自らが健康づくりの主体となり健康寿命の延伸を図るため、地域で健康に対する意識を高め合い、「市民歩こう運動」等を通じた健康増進施策を進めます。

エ 地域福祉計画の実行

福祉ひろば事業推進協議会等の話し合いを基礎に作成した、地区ごとの地域福祉計画の推進に向けた事業を展開します。

第3項 (仮称) 地域づくり支援センターの機能と専門職員

(1) (仮称) 地域づくり支援センターの機能

支援センターは、「地域」と「行政」をつなぐ地区の地域づくりの拠点として、地区の状況や必要に応じて次の機能を担います。

なお、現在支所・出張所を設置している地区では、戸籍等の窓口サービスを継続します。

- ア 地域課題の把握・集約・整理
- イ 緩やかな協議体の事務局
- ウ 地区別地域づくり計画の策定支援
- エ 地区団体の支援・育成
- オ 役員等の相談対応
- カ 地区行事への協力

(2) 地区コーディネーターの配置

支援センター職員のうち、地域づくりに関する一定の研修を受けた職員を「地区コーディネーター」として位置付けます。

「地区コーディネーター」は地域の状況を把握し、住民との信頼関係を築きながら、地域課題の解決に向けた活動や学習・啓発に取り組み、必要に応じて、志縁団体、企業、大学等との連携について調整する等、地域づくり推進の鍵を握る重要な役割を担うことから、将来的には大学等と連携し、松本市独自の任用資格制度を研究します。

第4項 本庁の支援体制と地域づくり課の役割

(1) 本庁の課題解決支援チームの設置

これまで本庁各課は、市の施策推進の立場から町会に対して直接依頼を行ってきました。

しかし、町会では、市からの依頼が多く役員の負担が大きいことが課題となっているため、今後は、各課から支援センターを経由して依頼することを基本とします。支援センターは依頼内容等を整理したうえ、一般的な内容は町会長会へ情報提供し、必要に応じて「緩やかな協議体」に諮る体制を確立します。

そして、「緩やかな協議体」等で地区が重点的、優先的に取り組む地域課題を決定し、状

況に応じて本庁の関係課職員が部局横断型の「課題解決支援チーム」を組織し、地域課題の解決に向けた地域への支援を行います。

(2) 職員の意識啓発

地区の地域づくりに対する支援の充実には、地域づくりに対する職員の意識が重要となりますので、様々な団体等と連携し地域づくりに関する学習や意識啓発の機会づくりを進めます。

また、支援センターや本庁の課題解決支援チーム等の関係職員に対しては、より専門的な研修を実施します。

(3) 地域づくり課の機能及び役割

地域づくり課は、地域と行政、地域と志縁団体、本庁関係部署等が連携して地域づくりを進めるために必要な総合調整・進行管理機能を担い、生涯学習課・中央公民館、福祉計画課と連携しながら主に次の施策を進めます。

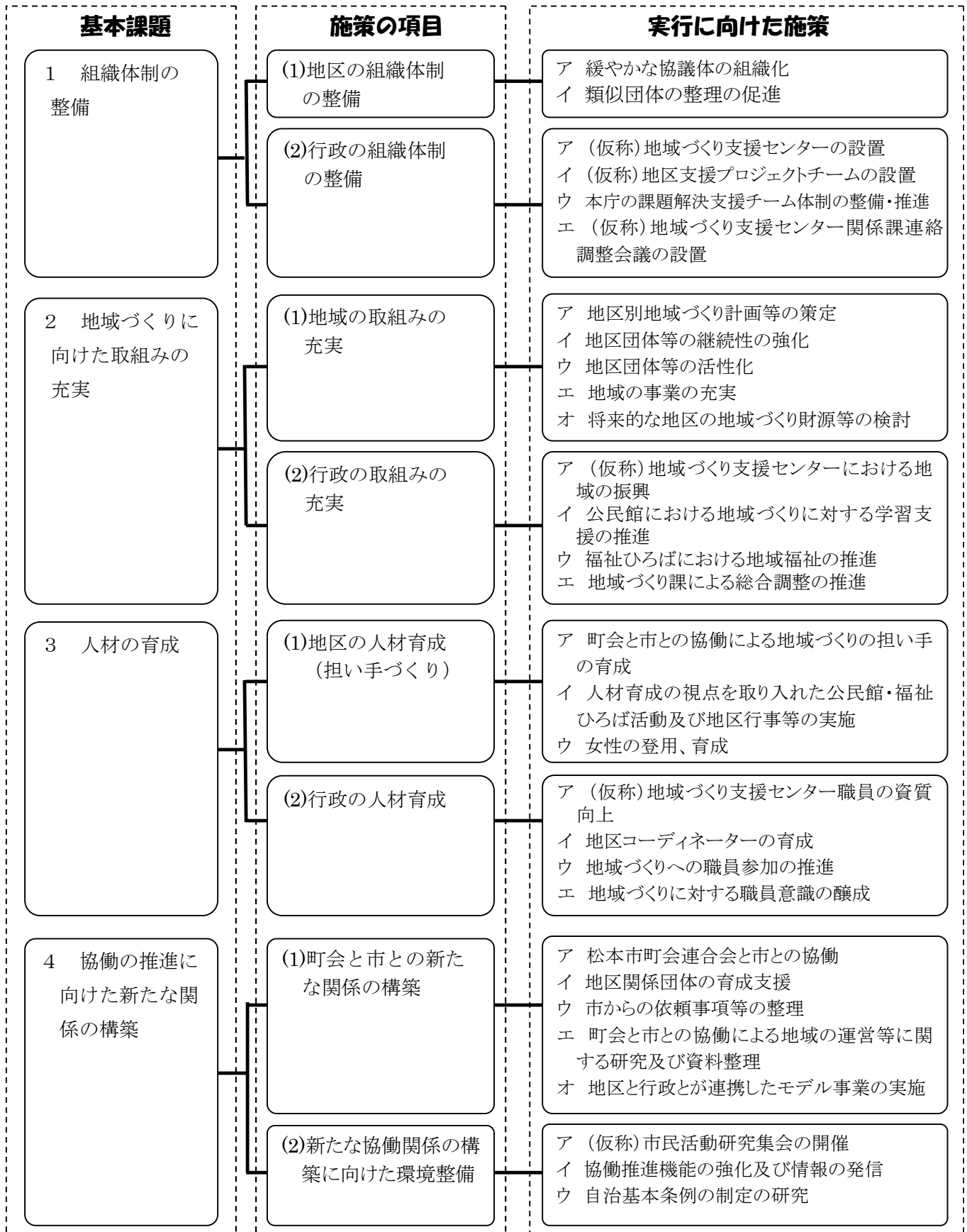
- ア 地区における地域づくりシステムの構築支援
- イ 本庁の「課題解決支援チーム」設置の調整及び進行管理
- ウ 地域づくりに対する意識啓発・情報提供
- エ 各地区支援センターの管理運営支援
- オ 地区別地域づくり計画の策定支援
- カ その他の地域づくり関連施策の推進

Ⅱ 施策の体系

1 施策の体系

実行計画を具体的に推進していくため、次のとおり実行に向けた施策の体系化を図ります。

実行計画施策の体系図



松本市地域づくりシステムの概要



「健康寿命延伸都市・松本」の創造

地域づくりは
「健康寿命延伸都市・松本」
の土台づくり

地域課題の解決

地区別地域づくりのまとめ
(地区別地域づくり計画等)

個別の具体的な課題について
必要に応じ計画等を策定

地区別地域福祉計画

地域システム

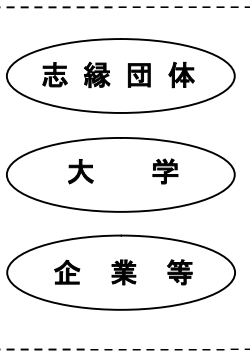
緩やかな協議体

地区町会連合会

地区各種団体

※地区の状況に
応じて組織化

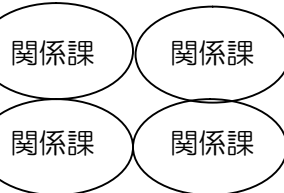
地域住民



協働による地域課題解決

行政システム

本庁の課題解決
支援チーム



調整

地域づくり課

連携・調整

(仮称) 地域づくり 支援センター

地域振興機能
(旧支所・出張所)

学習機能
(公民館)

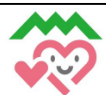
地域福祉機能
(福祉ひろば)

<機能>

- ① 部局内のコーディネート
- ② 情報提供
- ③ 地域づくり拠点の支援
- ④ 職員の育成

※公民館と福祉ひろばは独立機関

調整



「健康寿命延伸都市・松本」の創造

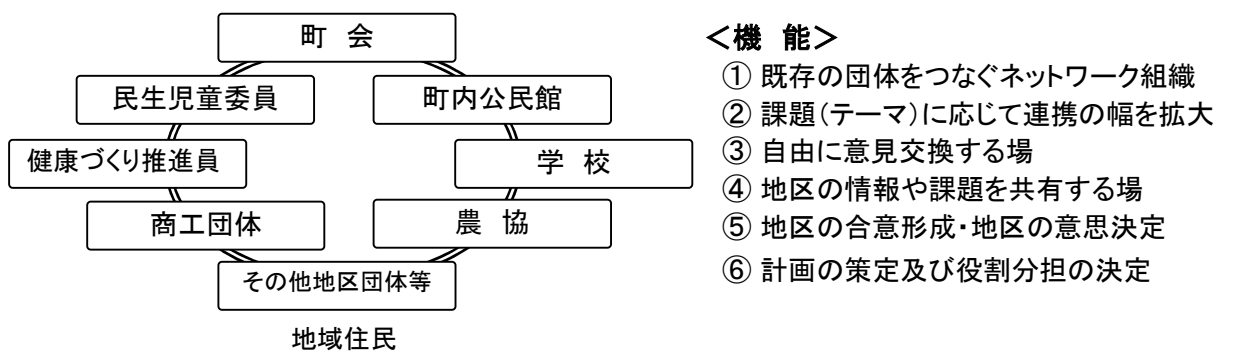
地域づくりは
「健康寿命延伸都市・松本」の土台づくり

安心・安全でお互いさまのまちづくり

地域課題の解決

地域システム

緩やかな協議体 (〇〇地区地域づくり協議会等)



<機能>

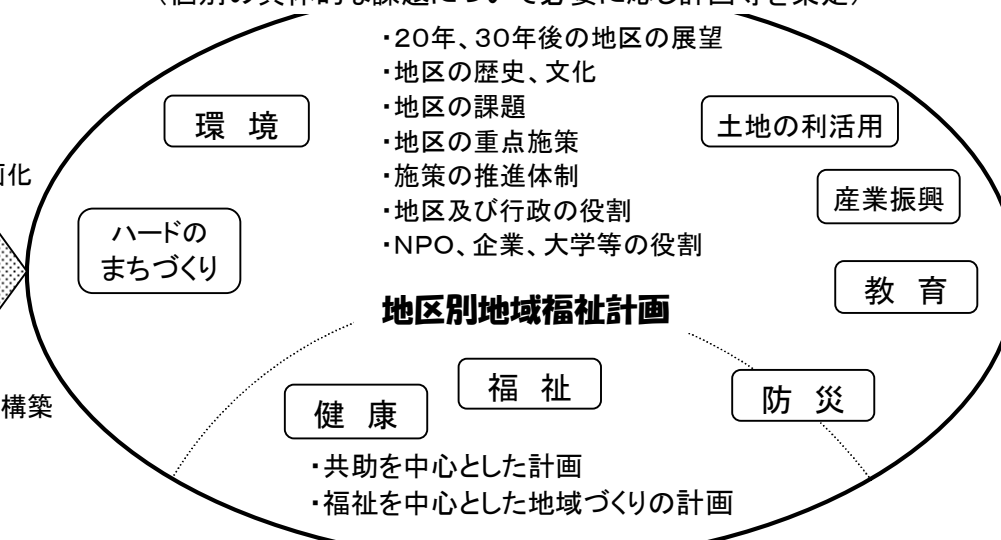
- ① 既存の団体をつなぐネットワーク組織
- ② 課題(テーマ)に応じて連携の幅を拡大
- ③ 自由に意見交換する場
- ④ 地区の情報や課題を共有する場
- ⑤ 地区の合意形成・地区の意思決定
- ⑥ 計画の策定及び役割分担の決定

相談対応
地区の自立に向けた支援

地区別地域づくりのまとめ

(地区別地域づくり計画等)

(個別の具体的な課題について必要に応じ計画等を策定)



地区別地域福祉計画

- ・共助を中心とした計画
- ・福祉を中心とした地域づくりの計画

<支援センターの組織>

- ① 地区が主体となって進める地域づくりを支援する組織体として設置
- ② 公民館、福祉ひろばは、専門性、独自性を活かした独立機関として継続設置
- ③ 一体的な地域づくり支援を行うため、公民館、福祉ひろば職員は、支援センター職員を兼務

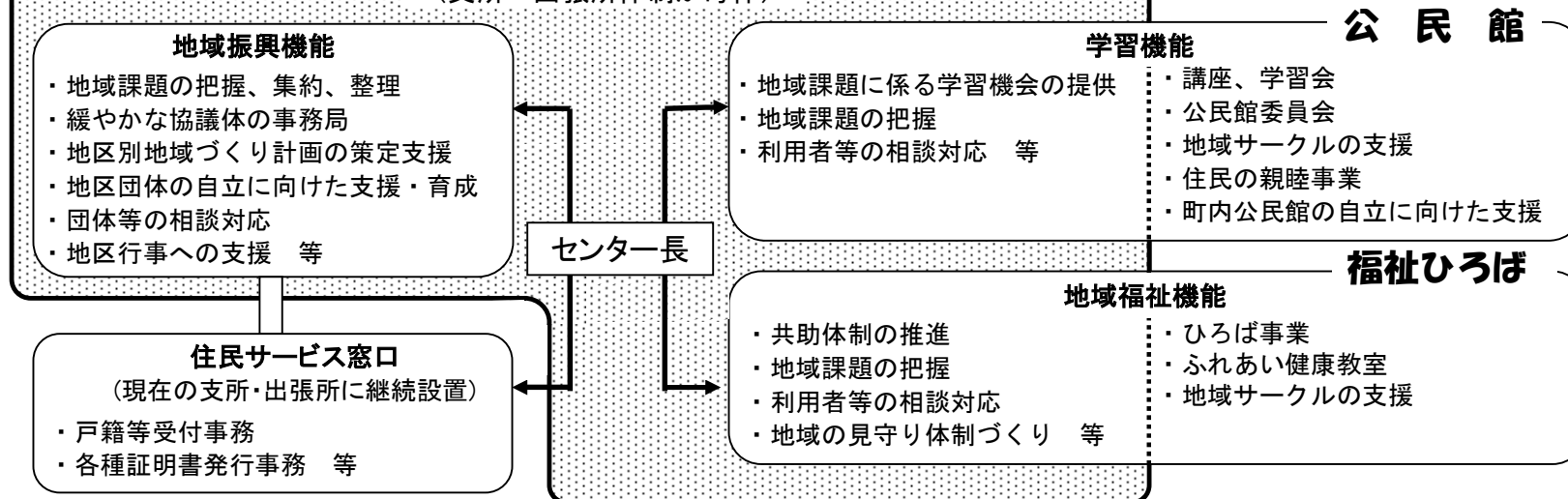
松本らしい地域づくり

- ① 35の「地区」を基本エリア
- ② 町会等を核とする既存の自治の仕組みを最大限活用
- ③ 公民館、福祉ひろばのこれまでの成果を活かした人材育成

地区支援プロジェクトチーム

(仮称) 地域づくり支援センター

(支所・出張所体制が母体)



地区の行政機関・地区担当職員・市社協職員等

<機能>

- ① 部局内のコーディネート
- ② 情報提供
- ③ 地域づくり拠点の支援
- ④ 職員の育成

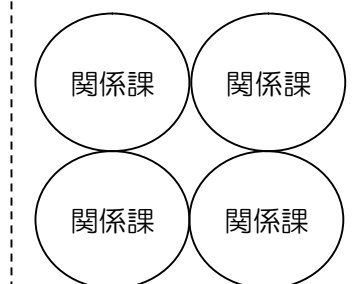
地域づくり課

- ・市民が主役、行政は黒子(原則)
- ・地域システム(地区の課題解決システム)と行政システム(行政の地区支援システム)とが連携して推進

調整

行政システム

協働による地域課題解決



調整

Ⅲ 実行に向けた施策

1 組織体制の整備

地域課題を解決するため、緩やかな協議体を中心とする地域システム及びそれを支える（仮称）地域づくり支援センター（以下「支援センター」という。）や本庁の課題解決支援チーム等の行政システムの組織体制を整備します。

第1項 地区の組織体制の整備

(1) 現状と課題

これまで、本市では単位町会及び町会連合会（以下「町会」という）を核とした住民自治組織が自治を担い、地域課題の解決に取り組んできました。これは、本市の大きな特徴であり、宝であると考えます。

しかし、社会情勢の変化等に伴い増大し複雑化する地域課題を解決するためには、これまで以上に多くの住民が集まって意見交換し、住民の声を地域づくりに反映していくこと、状況に応じて地区の合意形成や意思決定の方法を幅広く考えていくことが必要です。

(2) 課題解決に向けた施策の方向性

幅広い住民参加及び様々な地区団体とNPO等の志縁型市民活動団体（以下「志縁団体」という。）、企業、大学等との連携により地域課題を解決していくため、地区の状況に応じて緩やかな協議体の組織化を進め、既存の自治組織を核としながら地区の効果的、効率的な運営を可能にする地域システムの構築を図ります。

緩やかな協議体は、地区内の団体をつなぎ、課題に応じて連携の範囲を広げるネットワーク組織であり、また住民が地区の情報や課題を共有し自由な意見交換の中から合意形成や意思決定を図り、決定したことを計画化し役割分担を決定する組織として位置付けます。

(3) 具体的な施策

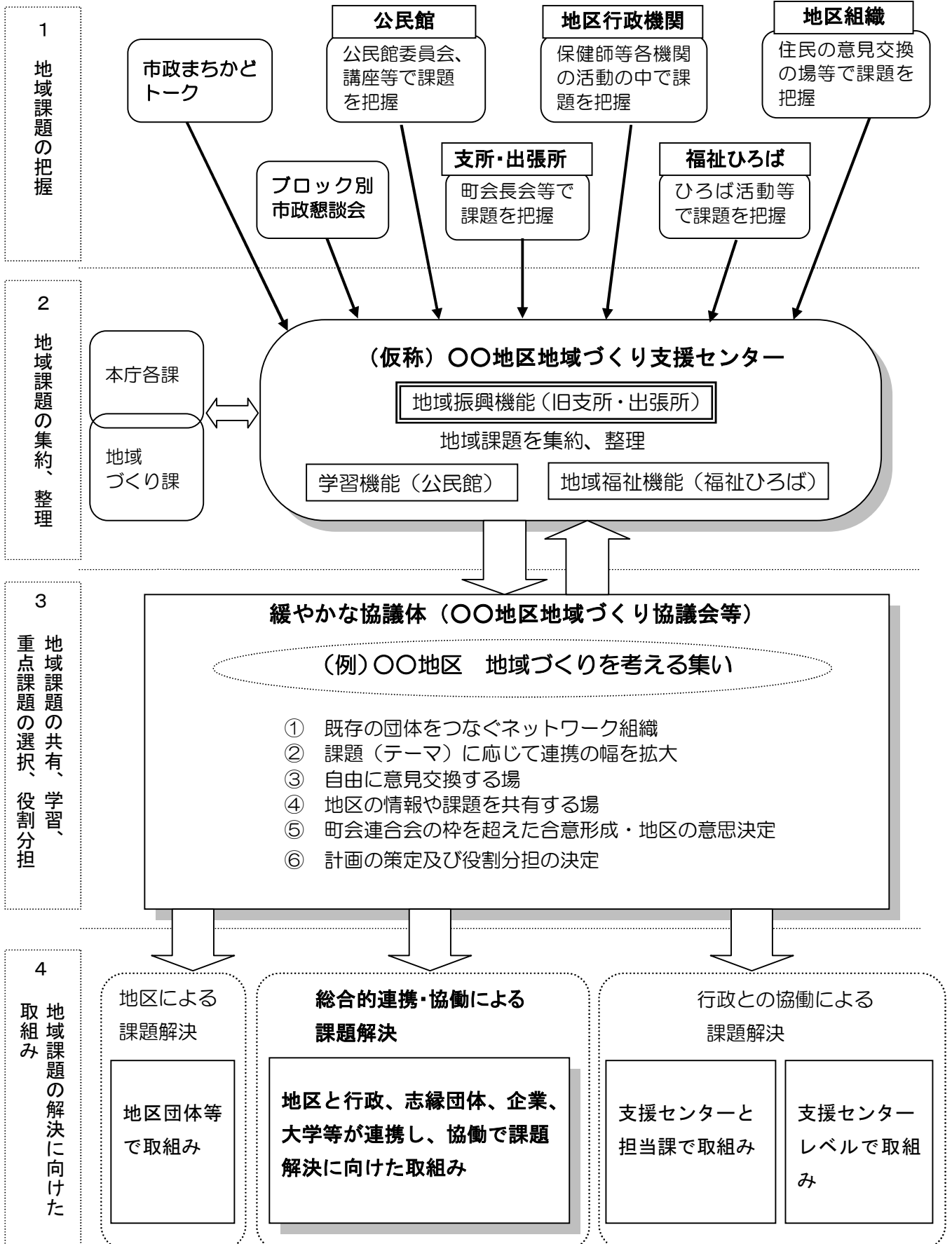
○緩やかな協議体の組織化

地区団体等の連携の幅を広げるとともに、多くの住民が地域課題について考え、自由な意見交換を通じて地区の意思決定に参加できる体制の構築を目指し、各地区の状況に応じて緩やかな協議体の組織化を進めます。

○類似団体の整理の促進

効果的、効率的な地区運営により地区の役員等の負担を軽減するため、例えば地区社会福祉協議会と福祉ひろば推進協議会との統合といった地区組織の整理・統合を、地区の話し合いにより進めます。

地区における課題集約・選択・取組みの流れ



第2項 行政の組織体制の整備

(1) 現状と課題

本市は、各地区に支所・出張所、公民館、福祉ひろば等のコミュニティ施設を整備するとともに職員を配置してきました。

しかし、地域づくりの核となる支所・出張所、公民館、福祉ひろばの連携に課題がある状況もあり、それぞれの把握する地域課題や取組みが必ずしも共有されていないのが現状です。

また、本庁においては各地区の課題に担当課が個別に対応する等の課題もあり、総合的な地域づくりを進めるための「行政システム」の構築が必要です。

(2) 課題解決に向けた施策の方向性

施設と職員を地区ごとに配置している特徴を最大限に活かすため、支所・出張所、公民館、福祉ひろば等地区の行政機関が連携を強めて地区の課題や方向性を共有し、それぞれの専門的機能を活かして地区を支援する組織として支援センターの設置を進めます。地区内の調整を要する地域課題等については、支援センターのセンター長が総合的な調整を行います。

また、必要に応じて本庁の担当課による課題解決支援チームを組織し、支援センターとともに地区を支援する「行政システム」の構築を進めます。

(3) 具体的な施策

○（仮称）地域づくり支援センターの設置

地区が主体となって進める地域づくりを最前線で支援する機関として、支所・出張所を母体とする支援センターを全地区に設置します。一体的な地域づくり支援を進めるため、公民館と福祉ひろばの職員は支援センター職員を兼務しますが、それぞれの活動に専門性、独自性が求められることから、これまでと同様に独立した機関とします。

○（仮称）地区支援プロジェクトチームの設置

支所・出張所、公民館、福祉ひろば以外の地区の行政機関や地区担当職員も連携して地域づくりを支援するため、支援センターを中心とした（仮称）地区支援プロジェクトチームを必要に応じて組織します。

○本庁の課題解決支援チーム体制の整備・推進

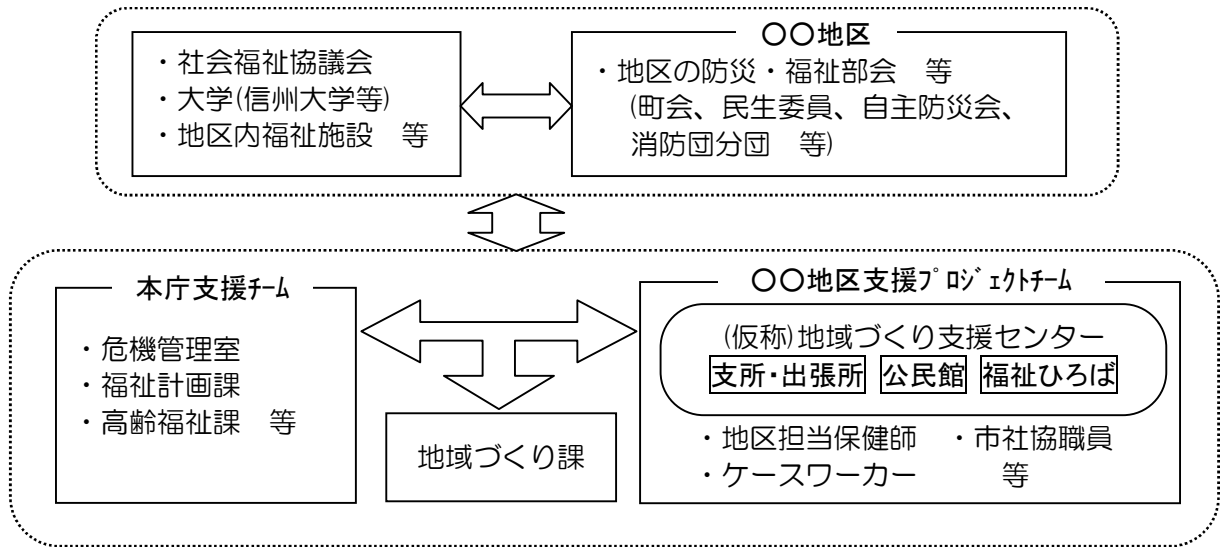
より専門的な情報や技術を提供し、地区との協働による課題解決を図るため、必要に応じて地域づくり課が総合調整を行い、本庁の関係部署による課題解決支援チームを組織する体制を整備・推進します。

○（仮称）地域づくり支援センター関係課連絡調整会議の設置

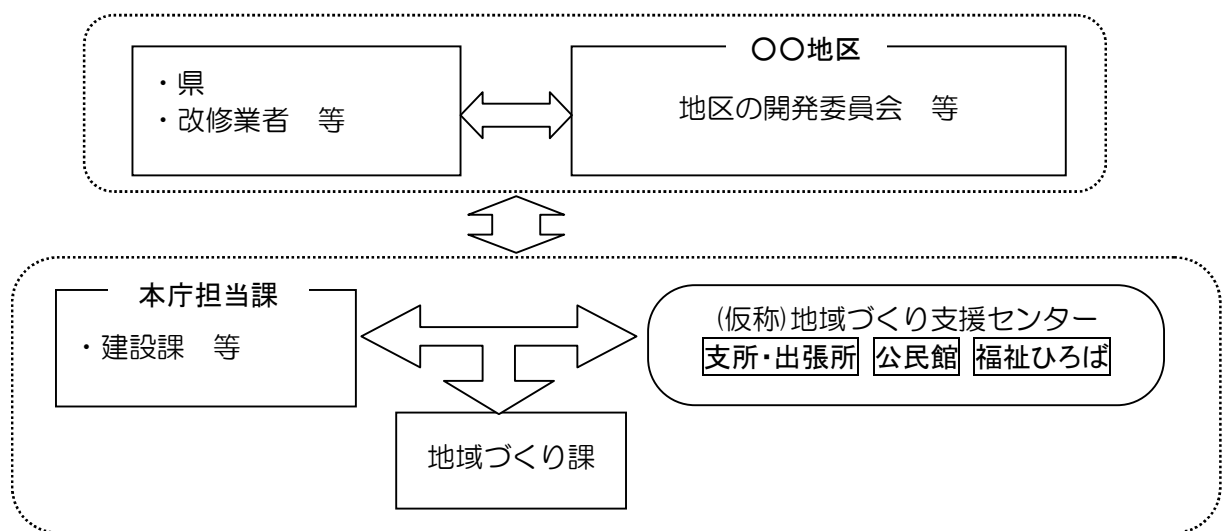
地区の地域づくりを支える3つの機能（地域振興、学習、地域福祉）を所管する、地域づくり課、生涯学習課・中央公民館、福祉計画課が連携して地域づくりを進めるため、3課を中心とした連絡調整会議を設置します。

課題解決に向けた連携の形式

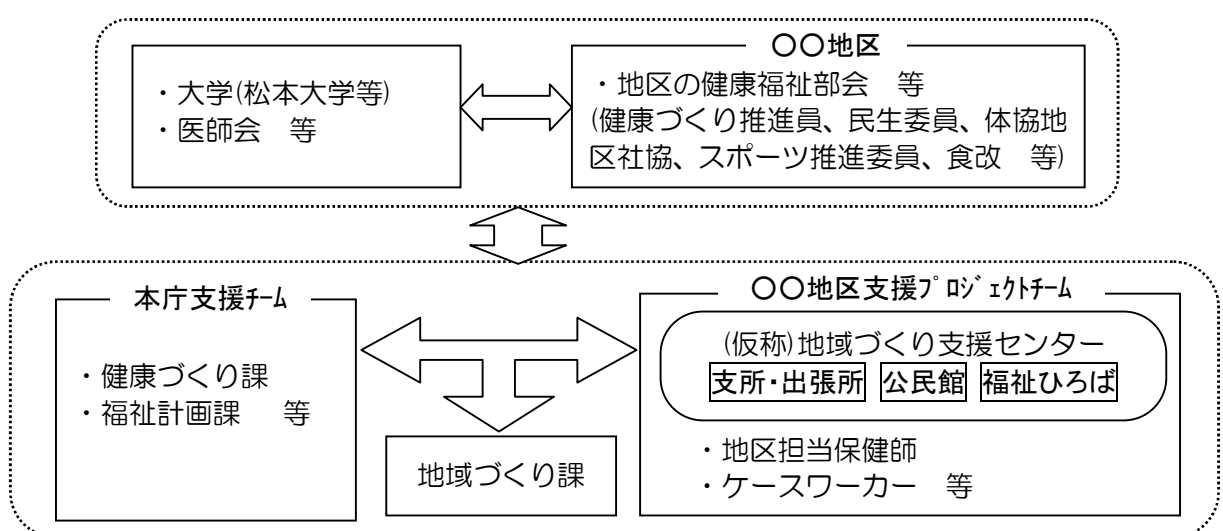
【ケース1】防災と福祉



【ケース2】河川改修

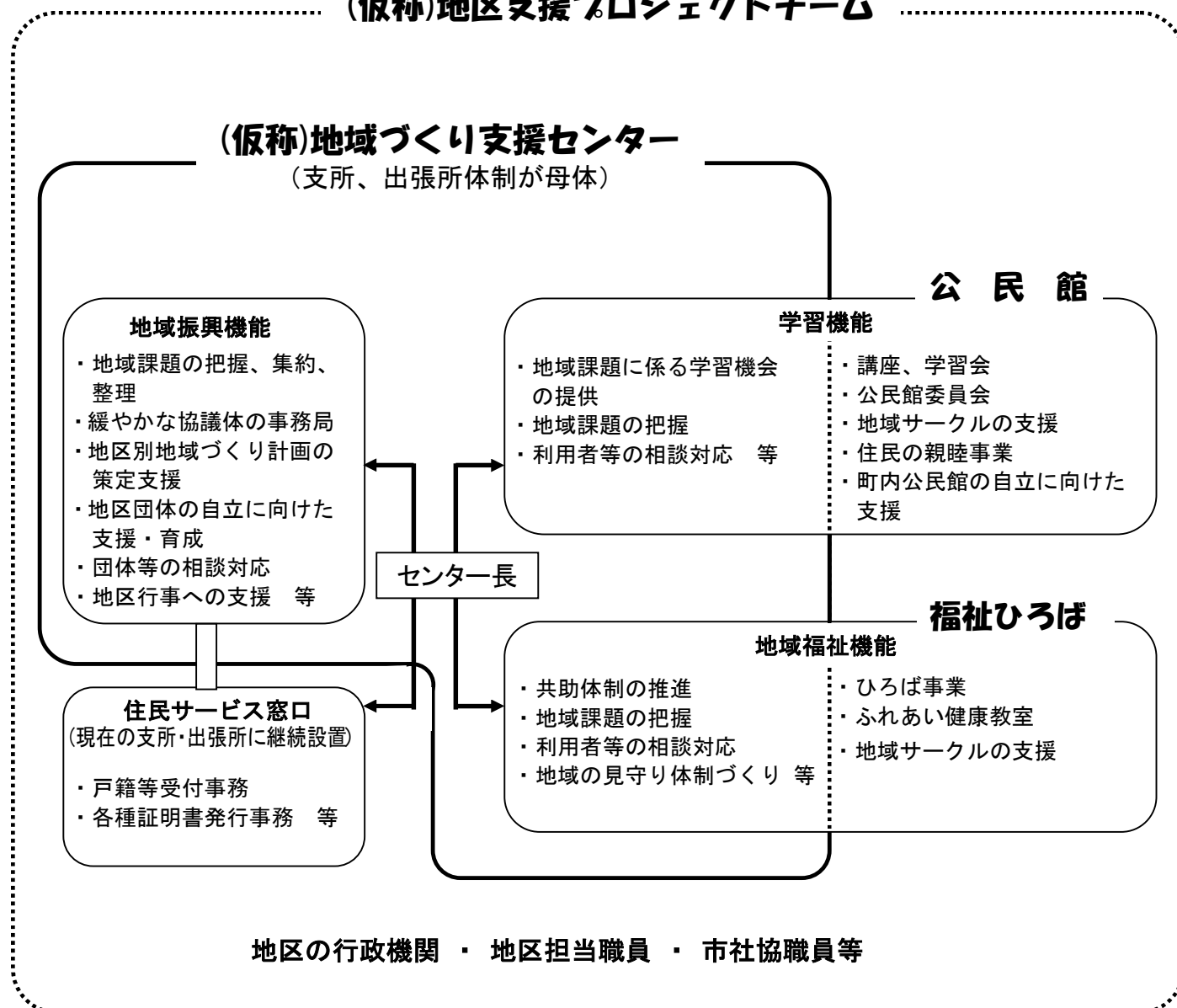


【ケース3】健康づくり学習会



(仮称)地域づくり支援センターの機能

(仮称)地区支援プロジェクトチーム



<支援センターの組織>

- ① 地区が主体となって進める地域づくりを支援する機関として設置
- ② 公民館、福祉ひろばは、専門性、独自性を活かした独立機関として継続設置
- ③ 一体的な地域づくり支援を行うため、公民館、福祉ひろば職員は、支援センター職員を兼務
- ④ 現在、支所・出張所が設置されていない地区については今後、地域振興機能を担う職員の配置について検討

<センター長の役割>

地区内で調整を要する地域課題等について、総合調整機能を発揮

2 地域づくりに向けた取組みの充実

地区の良いところや課題を掘り起こして共有し、課題解決に向けた取組みを進めるため、義務感ではなく、「何が求められているか」、「何を目的として取り組むか」の積極的な視点に立った住民主体の地域づくりに取り組みます。

第1項 地域の取組みの充実

(1) 現状と課題

松本市民の自治意識は高く、各地区で住民主体の地域活動が活発に行われています。

しかし一方で、高齢化、勤務時間の増加・不規則化、地域への無関心が進んだ社会状況の中、役員の担い手が不足して同じ人に複数の役職が回り、これによりさらに役員を担う人材の不足が深刻化するという悪循環を招いている地域もあります。また短期間の役員交代により運営の継続性に課題を持つ地域もあり、より効率的・効果的な地域運営に向けた課題の解決が必要です。

(2) 課題解決に向けた施策の方向性

住民主体の地域づくりを進めるためには、より多くの住民が課題解決に向けた取組みに継続して参加することが必要ですので、幅広い住民意見を反映させた地区の意思決定と、これを実行するための計画づくりを地区の状況に合わせて取り組みます。

また、各地区はそれぞれ独自の文化や特色を持つとともに地域課題に関する状況も異なりますので、地域の歴史や文化等それぞれの特徴を活かした取組みを進めます。

(3) 具体的な施策

○地区別地域づくり計画等の策定

地区で意思決定したことを計画的に取り組むため、個別の具体的な地域課題の解決に向け、必要に応じ、住民が主体となって地区の将来を展望する地区別地域づくり計画等を策定します。

○地区団体等の継続性の強化

継続的な地域づくりを進めるため、地域の歴史をはじめ地域課題に対する取組みの経過、各種の協定締結の経緯等、地区の重要事項が引き継がれていくよう支援センターが支援するとともに、地区の状況に応じて町会や地区団体の体制づくりを進めます。

○地区団体等の活性化

町会加入の促進や役員の担い手不足の解消に向けた取組み等、町会や町内公民館等の地区団体の活性化を図る取組みを地区との連携により進めます。

○地域の事業の充実

「お互い様」の精神でともに支え合う（共助）地域を目指し、公民館や福祉ひろば等で地域の宝や課題を発見し、住民同士の交流を促進する事業を進めます。

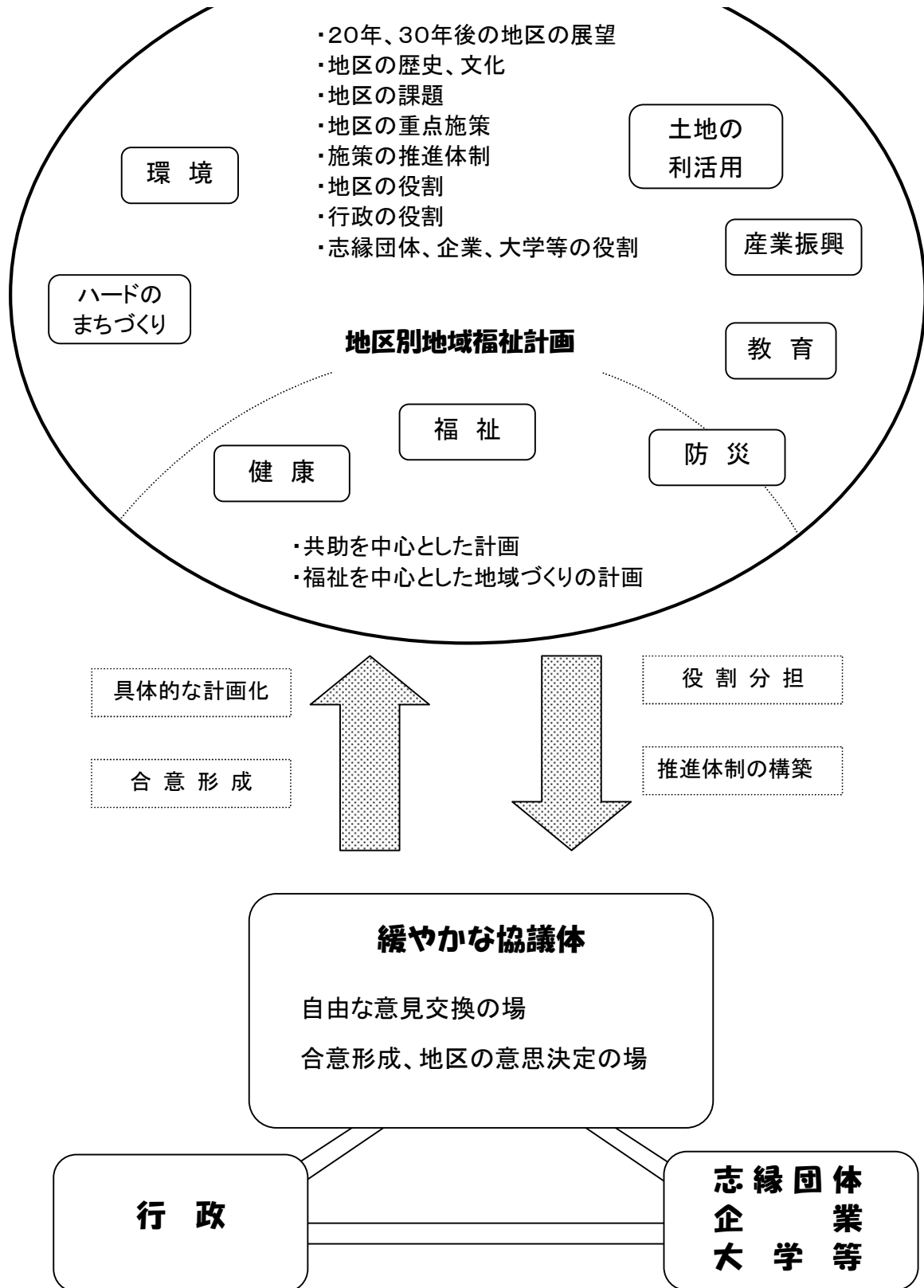
○将来的な地区の地域づくり財源等の検討

地区別地域づくり計画等に位置付けられた事業に対する財政支援のあり方について検討します。また、地区の要望により補助金等の一括交付を実施します。

地区別地域づくり計画等の策定と他団体との連携

地区別地域づくりのまとめ（地区別地域づくり計画等）

（個別の具体的な課題について必要に応じ計画等を策定）



第2項 行政の取組みの充実

(1) 現状と課題

住民主体の地域づくりを支援する役割を担う支所・出張所、公民館、福祉ひろばは、各地区で様々な活動を展開しています。そして、地域課題の解決に向け、住民が主体となった具体的な実践や取組みにどう結び付けていくかが課題となっています。

また、本庁においては、担当部署が地区の課題を個別に処理していますが、地区や他部局との連携に課題があり、地域づくりの視点を持った取組みや調整が必要です。

(2) 課題解決に向けた施策の方向性

住民が主体となって地域課題の解決に向けた具体的な活動等に結びつくよう、支援センターの地域振興機能、学習機能、地域福祉機能の充実を図るとともに、課題解決に向けた関係部署間の連携を図るための総合調整を進めます。

(3) 具体的な施策

○（仮称）地域づくり支援センターにおける地域の振興

新たに設置する支援センターは、地域課題の集約・整理、緩やかな協議体の事務局、地区団体や関係職員の総合調整等を通じた地域の振興を担います。

○公民館における地域づくりに対する学習支援の推進

公民館は、運営や活動内容、委員会制度、職員体制等の検討を重ね、住民の地域づくりに対する学習や実践活動等への支援をさらに進めます。

○福祉ひろばにおける地域福祉の推進

福祉ひろばは、社会福祉協議会との連携や職員体制等の検討を重ね、地域住民同士がともに支え合う地域福祉をさらに進めます。

○地域づくり課による総合調整の推進

地域づくり課は、地区と行政、志縁団体、企業、大学等との連携を進めるとともに、関係部局間の総合調整を進めます。

3 人材の育成

「地域づくりは人づくり」と言われるほど、地域づくりを進めるうえで人材育成は不可欠です。地域住民や行政職員等、地域づくりに関わる人材の育成を進めます。

第1項 地区の人材育成（担い手づくり）

(1) 現状と課題

地域への関心の希薄化等が進む中、地域では行事を実施することだけが目的となり、せっかくの人材育成の機会が十分活かされていない現状も見られます。今後さらに地域づくりを担う人材育成の視点を取り入れた地域の行事や公民館、福祉ひろば事業の実施が必要です。

(2) 課題解決に向けた施策の方向性

公民館や福祉ひろばの活動をはじめ地域の行事や共同作業等を地区の人材育成につながる取組みを促進すると同時に、女性や転入者等、性別や世代を超えた幅広い範囲から地域のリーダーとなる人材を発掘し、育成に向けた取組を進めます。

(3) 具体的な施策

○町会と市との協働による地域づくりの担い手の育成

町会長や民生・児童委員をはじめとする地域づくりを担う人材を育成するため、町会連合会等の地区団体と市との協働による研修等を実施します。

○人材育成の視点を取り入れた公民館・福祉ひろば活動及び地区行事等の実施

公民館や福祉ひろばの活動に限らず地域の行事や共同作業を人材育成の機会と位置付け、常に人材育成の視点をもった活動や取組を進めます。

○女性の登用、育成

地域社会は地域で生活する女性に支えられるところが大きく、女性の役割が重要であることから、地域づくりに対する女性の積極的な登用、育成を進めます。

第2項 行政の人材育成

(1) 現状と課題

現在、地域課題の解決に向けた施策は、主に本庁の担当課が把握し地域住民の協力を得ながら解決していますが、これを、地区の行政機関が主となって住民とともに地域課題を発見・共有し、必要に応じて本庁関係課とも連携しながら解決に取り組む仕組みへと転換していくため、地区担当職員の資質向上はもとより、全職員の地域づくりに対する意識啓発が必要です。

(2) 課題解決に向けた施策の方向性

地区担当職員の地域づくりに対する意識を高めるとともに、地区を調整するための資質の向上を図るために必要な研修を実施します。また全職員が地域づくりの視点を持って職務を遂行するために必要な意識啓発等を進めます。

(3) 具体的な施策

○（仮称）地域づくり支援センター職員の資質向上

現在実施している支所・出張所、公民館、福祉ひろばの専門的な研修に加え、地域づくりを支える職員に共通する必要な資質を向上させる地域づくりの専門的な研修を実施します。

○地区コーディネーターの育成

地区の地域づくりを総合調整する職員の専門性を高めるため、地区コーディネーターの認定制度等の創設について検討するとともに、地域づくりを総合調整する専門職員の育成に向けた研修等を実施します。

○地域づくりへの職員参加の推進

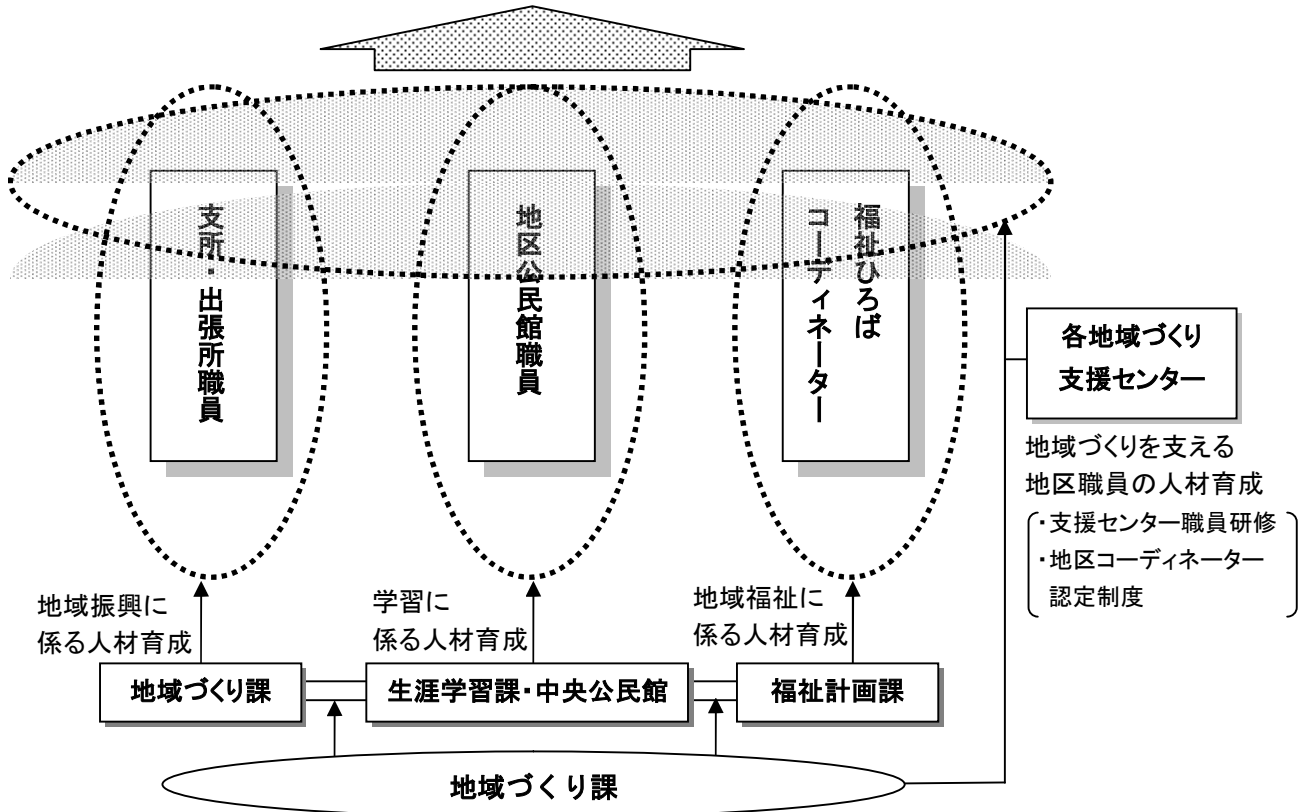
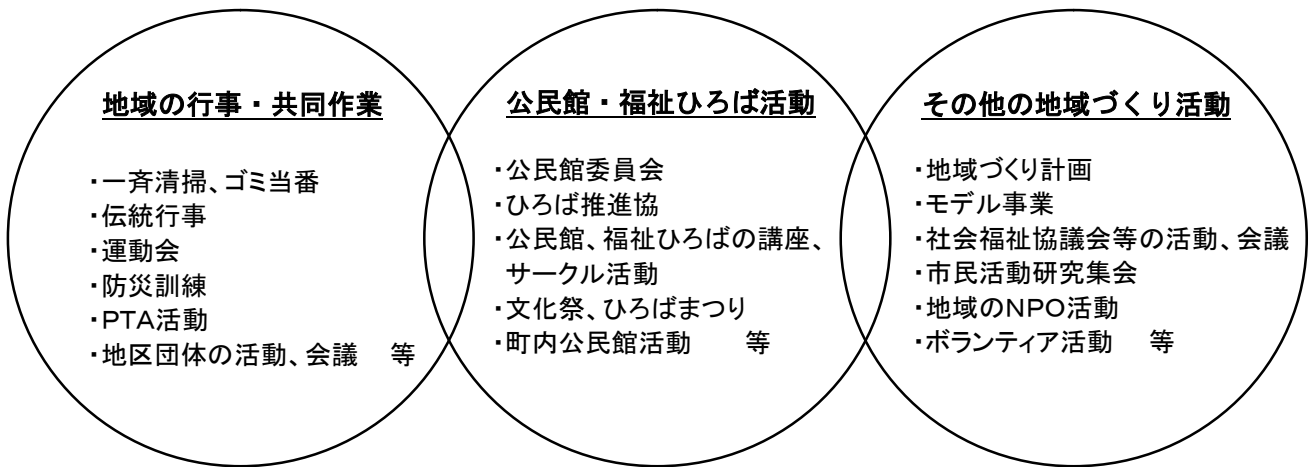
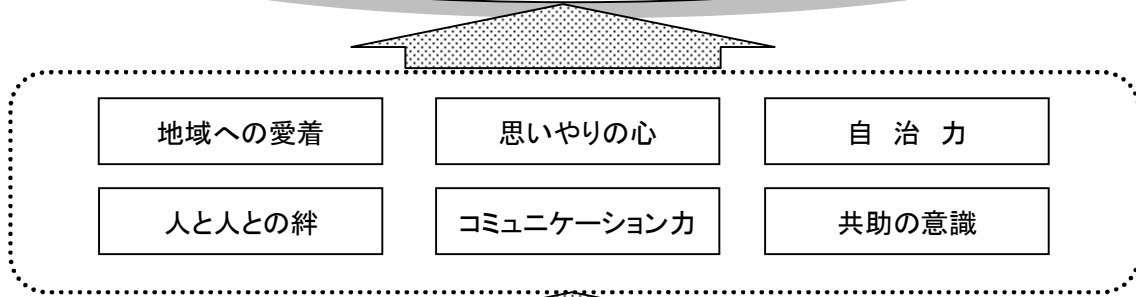
職員自身が居住し、また仕事に関係している地区等で実施される事業や地域づくり活動への職員参加を進めます。

○地域づくりに対する職員意識の醸成

住民主体の地域づくりを進めるために必要な研修を実施し、全職員に対して地域課題の解決に向けた支援や人材育成が職務であることの意識啓発を進めます。

地域づくりを推進する人材の育成

地域の担い手



4 協働の推進に向けた新たな関係の構築

複雑化、増大化する地域課題を、地域や行政だけで解決することが困難な状況です。そのため地域と行政、さらに志縁団体、大学、企業等との協働による課題の解決を進めていくことが重要となり、様々な関係団体を巻き込んだ新たな関係づくりが必要です。

第1項 町会と市との新たな関係の構築

(1) 現状と課題

松本らしい地域づくりを進めるうえで、緩やかな協議体の核となる単位町会や地区町会連合会は、地域を代表するかけがえのない存在であることから、これまで以上に市との連携を強化していく必要があります。

(2) 課題解決に向けた施策の方向性

町会の役割や性格を地域づくりの重要なパートナーとして捉え直し、市との協働による地域づくりを推進していくため、町会に対する支援等を市の業務として担います。

(3) 具体的な施策

○松本市町会連合会と市との協働

松本市町会連合会に町会雇用の専任事務員を配置して事務局体制を強化する等、市町会連合会と市との役割分担を整理し、町会と市との協働による地域づくりを進めます。

○地区関係団体の育成支援

支援センターは、地区町会連合会や地区関係団体との役割分担等を整理し、地区の状況に応じた地区関係団体への育成・支援を進めます。

○市からの依頼事項等の整理

市から地区への依頼等は、まず支援センターで各課からの依頼を取りまとめ、一定の整理をしたうえで地区や単位町会等に依頼する体制づくりを進めます。

○町会と市との協働による地域の運営等に関する研究及び資料整理

町会と市との協働の進め方や地域支援のあり方等を研究するとともに支援センターにおける地区関係資料等の整理・保存に取り組みます。

○地区と行政とが連携したモデル事業の実施

地区と行政との連携により地域課題を解決していく仕組みづくりを試行するためのモデル事業に取り組みます。

第2項 新たな協働関係の構築に向けた環境整備

(1) 現状と課題

平成18年度に策定した「市民と行政の協働推進のための基本指針」等に基づき、地縁団体や志縁団体と市との協働が進んできました。今後はさらに地区の具体的な地域課題の解決に向け、町会等の地縁団体、行政、志縁団体、企業、大学が相互に連携を強めていくとともに、志縁団体の特性を活かした活動ができる環境づくりにも力を入れていくことが必要です。

(2) 課題解決に向けた施策の方向性

地縁団体と志縁団体等が集い、意見交換することができる機会を構築していくとともに、地域において地区と志縁団体とをつなぎ、協働で課題解決を進めていくための総合調整を担う行政の機能や職員のあり方等について検討します。

また、市民と行政が協働で進める地域づくりの基本原則を明確にするための研究を進めます。

(3) 具体的な施策

○（仮称）市民活動研究集会の開催

地縁団体、志縁団体、行政職員等が一堂に会してそれぞれの取組内容や課題を共有し、解決に向けて互いに学び合う機会として、（仮称）市民活動研究集会を開催します。

○協働推進機能の強化及び情報の発信

中間支援機能を持つ施設である市民活動サポートセンター等が志縁団体と具体的な課題解決を目指す地縁団体とを結び付ける役割を強化するとともに、関係する情報の発信を進めます。

○自治基本条例の制定の研究

市民、自治組織、事業者、市、市議会等の役割や責務等を明確にし、市民自治のあり方や新たな協働関係の構築に向け、地域づくりシステムが浸透した段階で自治基本条例の制定等について研究します。

具体的な施策一覧

基本課題	施策の項目	具体的な施策	実施時期		
			短	中	長
組織体制の整備	地区の組織体制の整備	緩やかな協議体の組織化	○	○	
		類似団体の整理の促進	○	○	
	行政の組織体制の整備	(仮称)地域づくり支援センターの設置	○		
		(仮称)地区支援プロジェクトチームの設置	○		
		本庁の課題解決支援チーム体制の整備・推進	○		
		(仮称)地域づくり支援センター関係課連絡調整会議の設置	○		
地域づくりに向けた取り組みの充実	地域の取り組みの充実	地区別地域づくり計画等の策定		○	○
		地区団体等の継続性の強化		○	
		地区団体等の活性化		○	
		地域の事業の充実		○	
		将来的な地区の地域づくり財源等の検討		○	
	行政の取り組みの充実	(仮称)地域づくり支援センターにおける地域の振興	○		
		公民館における地域づくりに対する学習支援の推進	○		
		福祉ひろばにおける地域福祉の推進	○		
		地域づくり課による総合調整の推進	○		
	人材の育成	地区の人材育成(担い手づくり)	町会と市との協働による地域づくりの担い手の育成		○
人材育成の視点を取り入れた公民館・福祉ひろば活動及び地区行事等の実施				○	
女性の登用、育成				○	
行政の人材育成		(仮称)地域づくり支援センター職員の資質向上	○		
		地区コーディネーターの育成	○		
		地域づくりへの職員参加の推進	○		
		地域づくりに対する職員意識の醸成	○		
協働の推進に向けた新たな関係の構築		町会と市との新たな関係の構築	松本市町会連合会と市との協働の推進	○	
	地区関係団体の育成支援		○		
	市からの依頼事項等の整理		○		
	町会と市との協働による地域の運営等に関する研究及び資料整理		○		
	地区と行政とが連携したモデル事業の実施		○	○	
	新たな協働関係の構築に向けた環境整備	(仮称)市民活動研究集会の開催	○		
		協働推進機能の強化	○		
		自治基本条例の制定の研究		○	○

※取組期間の「短」は、3年以内に取り組み、「中」は、5年以内の取り組みを目標とする、「長」は5年超の期間で検討する、を表します。

IV 具体的施策の方向（検討課題）

実行に向けた施策を推進するため、今後、次の具体的施策の実施に向けて検討します。

1 組織体制の整備

(1) 地区の組織体制の整備

	実行に向けた施策	具体的施策の方向（検討課題）
ア	緩やかな協議体の組織化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緩やかな協議体の組織化を進めるリーダーの発掘、育成 ・ 合併5地区の地域協議会、地域審議会の、町会を核とした緩やかな協議体化に向けた組織改編 ・ 地区理事会等、定期的に地区団体が情報や課題を共有する体制づくりの促進 ・ モデル事業を通じた地区体制の見直しの促進 ・ （仮称）地区別地域づくり計画等の策定を通じた地区組織の整備 ・ 地域課題の学習、話し合いの場づくりの促進 ・ 町会非加入者や志縁団体、企業等、幅広い意見を取り入れ地区の意志を決定する仕組みづくりの促進

(2) 行政の組織体制の整備

	実行に向けた施策	具体的施策の方向（検討課題）
ア	（仮称）地域づくり支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ （仮称）地域づくり支援センターに係る職員の兼務等、人事体制 ・ （仮称）地域づくり支援センターのセンター長人事 ・ 本庁管内及び現在、他地区と出張所を共有している（仮称）地域づくり支援センターへの地域づくり担当職員の増配 ・ 合併5支所を母体とする（仮称）地域づくり支援センターの体制整備 ・ （仮称）地域づくり支援センター設置にあたっての条例、組織規則等の整備 ・ 地区の相談対応機能の充実
イ	（仮称）地区支援プロジェクトチームの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ （仮称）地区支援プロジェクトチームの具体的役割の明確化 ・ （仮称）地区支援プロジェクトチームのまとめ役としてのセンター長の位置付け
ウ	本庁の課題解決支援チーム体制の整備・促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域課題解決支援チーム体制を構築するための庁内調整 ・ 課題解決支援チーム体制の構築に必要な、地域づくり課の機能の明確化
エ	（仮称）地域づくり支援センター関係課連絡調整会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ （仮称）地域づくり支援センター関係課連絡調整会議の設置に向けた庁内調整

2 地域づくりに向けた取組みの充実

(1) 地域の取組みの充実

	実行に向けた施策	具体的施策の方向（検討課題）
ア	地区別地域づくり計画等の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の将来ビジョンの検討に必要な情報内容の明確化 ・地区別地域福祉計画等、既存の地区別計画の整理の促進 ・地区の計画的な地域づくりを進める気運の醸成 ・計画策定を支援するために（仮称）地域づくり支援センターが行う具体的な業務内容の明確化
イ	地区団体等の継続性の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の把握や解決への取組み、事業のねらい等も引き継がれる仕組みづくり ・地域の団体の継続性を保つために必要な役員選出方法、任期に係る検討
ウ	地区内団体等の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・町会加入を進めるための取組みの推進 ・町内公民館の機能の再確認と活動に係る方策の検討 ・住民サイドの地区コーディネーターの必要性に関する検討
エ	地域の事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の宝を発掘し、地域の良さを再発見する取組みの促進 ・地区の課題を発見し、住民が共有する取組みの促進 ・住民同士が顔を合わせる機会をつくる取組みの促進 ・要援護者登録制度など、地区の共助を進める事業の促進
オ	将来的な地区の地域づくり財源等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・地区への一括交付金等、地区の主体的、計画的運営を促進する財源についての検討

(2) 行政の取組みの充実

	実行に向けた施策	具体的施策の方向（検討課題）
ア	（仮称）地域づくり支援センターにおける地域の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の把握、集約機能の充実 ・緩やかな協議体の事務局としての役割の明確化 ・地区の団体や活動に対する関わりの整理 ・地区団体間の連携を進める総合調整機能の明確化
イ	公民館における地域づくりに対する学習支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町内公民館活動の支援の強化 ・公民館の職員体制の充実に向けた検討 ・地区の課題等を把握し住民と共有する機会の充実 ・公民館のたまり場機能の強化 ・地域課題に即した公民館委員会制度の検討 ・地区の人材育成、後継者づくり機能の強化 ・公民館の職員研修の充実 ・課題を掘り起し、学習から実践へつなげる専門技術の強化 ・地区団体、志縁団体、地元事業者等との連携の強化 ・公民館利用者と地域の連携の強化

	実行に向けた施策	具体的施策の方向（検討課題）
ウ	福祉ひろばにおける地域福祉の推進	・福祉ひろばの役割の整理
		・社会福祉協議会との連携強化と事業整理
		・福祉ひろばの職員体制の充実に向けた検討
		・包括支援センターとの連携強化
エ	地域づくり課による総合調整の推進	・地区と志縁団体、企業、大学等を結ぶ調整機能の強化
		・（仮称）地域づくり支援センターへの支援及び連絡調整機能の強化
		・地域課題解決支援チームの調整機能及びチームと地区とを調整する機能の強化

3 人材の育成

(1) 地区の人材育成（担い手づくり）

	実行に向けた施策	具体的施策の方向（検討課題）
ア	町会と市との協働による地域づくりの担い手の育成	・市町会連合会と地域づくり課との協働による研修等の実施
		・地区と（仮称）地域づくり支援センターとの協働による研修等の実施
		・人材と事例のデータベース化
イ	女性の登用、育成	・地域づくりに係る組織・団体における女性の登用の促進
		・身近な地域の女性コミュニティの把握

(2) 行政の人材育成

	実行に向けた施策	具体的施策の方向（検討課題）
ア	（仮称）地域づくり支援センター職員の資質向上	・センター職員の研修体制の確立
イ	地区コーディネーターの育成	・地区コーディネーター認定制度の研究
		・社会教育主事講習等、地域づくりを総合調整する職員を育成する研修等への積極的参加
ウ	地域づくりへの職員参加の推進	・住民が集まる場への職員の積極的参加の推進
		・他の自治体の取組状況の調査、研究
エ	地域づくりに対する職員意識の醸成	・地域づくりの支援や地域の人材を育てる意識を醸成するための職員研修等の実施

4 協働の推進に向けた新たな関係の構築

(1) 町会と市との新たな関係の構築

	実行に向けた施策	具体的施策の方向（検討課題）
ア	松本市町会連合会と市との協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町会連合会独自の事務を担う事務員雇用の促進 ・市と市町会連合会が協働で行う地域づくり事業の事務局を、市と市町会連合会の協働で担うために必要な検討
イ	地区関係団体の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地区町会連合会をはじめとする地区団体の自立に向けた、地区と地区行政機関との役割分担の整理 ・（仮称）地域づくり支援センターが、専門業務として地区町会連合会等の事務を支援する体制の整備
ウ	市からの依頼事項等の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）地域づくり支援センターが、市からの依頼事項等を取りまとめる体制の整備
エ	町会と市との協働による地域の運営等に関する研究及び資料整理	<ul style="list-style-type: none"> ・市町会連合会と市との協働による町会運営のための資料の整理 ・町会等の実態に係る調査・研究
オ	地区と行政とが連携したモデル事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業による試行を通じた地区と行政の連携のあり方の研究

(2) 新たな協働関係の構築に向けた環境整備

	実行に向けた施策	具体的施策の方向（検討課題）
ア	（仮称）市民活動研究集会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地縁団体、志縁団体等が一堂に会し、具体的な地域の取組みや課題を持ち寄り、学び合うための運営体制の整備
イ	協働推進機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動サポートセンター等中間支援機能を持つ施設と（仮称）地域づくり支援センター、公民館等の連携の強化
ウ	自治基本条例の制定の研究	<ul style="list-style-type: none"> ・住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例の制定に向けた気運の醸成

平成23年度 地域づくり庁内調整関係部長

高山満（総務部長） 早坂義導（危機管理室長） 寺沢健（政策部長）
安達正泰（財政部長） 牧垣壽志（市民環境部長） 熊谷賢一（健康福祉部長）
青木敏和（こども部長） 川上一憲（農林部長） 平尾勇（商工観光部長）
堀内俊男（建設部長） 二木保明（教育部長）

平成23年度 松本市地域づくり推進庁内調整会議委員

牧垣壽志（市民環境部長 ※委員長） 福嶋良晶（行政管理課長）
横内悦夫（職員課長） 丸山貴史（危機管理室次長）
市川俊晴（四賀支所生活環境課長） 宮嶋孝（安曇支所住民課長）
勝山繁蔵（奈川支所住民課長） 二木正文（梓川支所地域生活課長）
興美智男（波田支所地域支援課長） 勝家秀夫（政策課長） 島村晃（財政課長）
松澤憲一（市民生活課長） 矢久保学（地域づくり課長） 古畑斉（福祉計画課長）
山口洋明（高齢福祉課長） 萩原良治（健康づくり課長） 樋口浩（こども育成課長）
塩原資史（農政課長） 田中敏和（商工課長） 上條一正（計画課長）
小出光男（教育政策課長） 内城秀典（生涯学習課・中央公民館長）

平成23年度 松本市地域づくり推進庁内調整会議幹事会幹事

矢久保学（地域づくり課長 ※幹事長） 村山修（行政管理課課長補佐）
伊佐治修（危機管理室係長） 松田佳子（地域づくり課課長補佐）
清澤一正（地域づくり課寿出張所長） 米田秀俊（地域づくり課島立出張所長）
青木宏元（福祉計画課係長） 井澤雅子（高齢福祉課係長）
林裕子（健康づくり課課長補佐） 丸山丈晴（計画課係長）
小林伸一（教育政策課課長補佐） 永田幸彦（生涯学習課・中央公民館課長補佐）
御子柴宏（寿公民館長） 高橋伸光（松原地区公民館館長補佐）
藤野一男（東部公民館課長補佐）

松本市地域づくり実行計画

平成 24 年 4 月発行

発行 松本市
松本市丸の内 3 番 7 号
TEL 0263-34-3000 (代表)

編集 松本市市民環境部地域づくり課

印刷 松本市総務部行政管理課印刷室
松本市丸の内 3 番 7 号

松本市ホームページアドレス
<http://www.city.matsumoto.nagano.jp>